

令和5年第6回江北町議会（定例会）会議録						
招 集 年 月 日	令和5年12月8日					
招 集 場 所	江 北 町 議 場					
開 散 会 日 時 及 び 宣 言	開 議 散 会	令 和 5 年 12 月 11 日 午 前 9 時 00 分 令 和 5 年 12 月 11 日 午 後 4 時 34 分			議 長 井 上 敏 文	
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員 出席 10名 欠席 0名 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 ▲ 公務出張	議 席 番 号	氏 名	出 欠	議 席 番 号	氏 名	出 欠
	1	酒 井 明 子	○	6	土 渕 茂 勝	○
	2	古 賀 里 美	○	7	池 田 和 幸	○
	3	田 村 康	○	8	西 原 好 文	○
	4	江 頭 義 彦	○	9	田 中 宏 之	○
	5	三 苫 紀 美 子	○	10	井 上 敏 文	○
会議録署名議員	1 番	酒 井 明 子	2 番	古 賀 里 美	3 番	田 村 康
地 方 自 治 法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長	山 田 恭 輔	○	地 域 振 興 課 長	宮 本 大 樹	○
	副 町 長	山 中 秀 夫	○	基 盤 整 備 課 長	大 島 浩 二	○
	教 育 長	吉 田 功	○	会 計 室 長	山 崎 久 年	○
	総務政策課長代理	小 野 政 己	○	こ ども 教 育 課 長	坂 元 弘 睦	○
	町民生活課長	吉 原 和 彦	○	学 校 づ くり 推 進 室 長 兼 国 ス ポ 推 進 室 長	本 村 健 一 郎	○
	健康福祉課長	一ノ瀬 和 義	○			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 した者の職氏名	議 会 事 務 局 長	武 富 和 隆				
	書 記	百 武 久 美 子				
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 した 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

議 事 日 程 表

▽令和5年12月11日

日程第1 一般質問

一 般 質 問 （ 令 和 5 年 12 月 定 例 会 ）

氏 名	件 名 （ 要 旨 ）
江 頭 義 彦	1. 子ども達に町でできる最大限の支援を 2. 歩道の設置に係る安全対策について
三 苦 紀美子	1. 空家の認定方法について 2. 我が町の子ども達を皆で育てたい 3. こども110番の家について
土 淵 茂 勝	1. 江北町の新たな文化財の指定と支援、発掘物の展示保存を求める 2. 基幹産業としての農業の位置づけを明確に求める 3. 教育問題について
池 田 和 幸	1. これからの財政政策と事業計画は 2. 地域おこし協力隊の導入は
西 原 好 文	1. 再度問う 江北町総合排水計画と町の取り組み 2. 畑川水系、水の利活用と農業振興
田 中 宏 之	1. 我が町の鳥獣被害対策について 2. 小学校における給食の異物混入について

午前9時 開議

○井上敏文議長

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和5年第6回江北町議会定例会第4日目は成立いたしましたので、直ちに本日の会議を開きます。

会期日程により、本日は一般質問となっております。

皆様に報告いたします。

総務政策課の山中課長はインフルエンザのため欠席されており、その代理として小野課長代理が出席しておりますので、御了承願いたいと思います。

小野課長代理より発言があります。お願いします。

○総務政策課長代理（小野政己）

皆様おはようございます。

今説明がありましたとおり、山中課長が体調不良ということで代理で出席させていただきこととなりました。まだまだ未熟でありますので、どうぞよろしく願いいたします。

○井上敏文議長

それでは、本日もタブレットを使用しますので、サイドボックスを選択していただき、12月定例会から一般質問のフォルダをお開きください。

日程第1 一般質問

○井上敏文議長

日程第1. 一般質問となっておりますので、タブレットの一般質問表の順序に従い、発言を許可いたします。4番江頭義彦君の発言を許可いたします。御登壇願います。

○江頭義彦議員

おはようございます。4番江頭でございます。今日は2問質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

早速、1問目に入りたいと思います。1問目は、子供たちに町でできる最大限の支援をとというタイトルにしております。

近年、全国的に個別の支援を必要としている児童・生徒が増えています。佐賀県でもその傾向は強く、本町でも小学校、中学校とも増加の傾向です。対応として、学びたい、誰もが安心して学べる優しい学校づくりとして特別支援教育の充実を図ることになっております。

江北町では、令和10年4月開校を目指して施設一体型の義務教育学校の建設が計画されています。校舎の造りも教室の数も重要です。特別教室の数は教科等で予測はつきませんが、児童・生徒の増減により普通教室の数が動きますので、幾らか余裕を持たせておく必要があります。通常学級、特別支援学級の児童・生徒の人数は十分把握しておく必要があります、教室の数の確保をお願いしておきたいと思います。

そこで、1問目でございます。

現在、個別の支援を必要としている特別支援学級の児童・生徒は小・中学校で何名で、何

クラスあるのか、お尋ねいたします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。こども教育課長。

○こども教育課長（坂元弘睦）

皆さんおはようございます。それでは、江頭議員の御質問にお答えしたいと思います。特別支援教室の児童・生徒数でよかったですよね。はい、分かりました。

特別支援学級の児童・生徒数でございますが、令和5年度につきましては、小学校が55名10クラス、中学校が21名3クラスとなっております。

以上であります。

○井上敏文議長

4番江頭君。

○江頭義彦議員

どうもありがとうございます。今の御説明では、小学校で10クラスということであれば、学年的には1クラスか2クラスという感じではないかなと思います。それで、小・中が一緒になった場合にはそれだけの小学校プラス中学校のプラス数をまた余分に確保しなければいけないということになります。現在、小学校が普通学級は3クラスに対して、それぞれ1クラスぐらいは特別支援学級があるということで認識しております。

先日、議会の総務のほうで研修に行かれたところの学校の資料を見せていただいたところでは、本校と同じ規模の小・中学校でやはり10クラスほど特別支援学級がございました。2校目は1学年1クラスの規模の学校でございましたが、そこも特別支援学級が10クラスありました。私たちの以前の認識で考えますと、学校全体に2クラスとか3クラスという時代であったものですから、かなり支援学級が増えているなという気がして、それはきめ細かに個人の特性に応じて教育がなされているというところも非常にありがたいというふうなことを感じているところでございます。

（パワーポイントを使用）実はモニターのほうに出しておりますけれども、特別支援学級の一般的な種別と申しますか、普通、小学校のほうで、身体的な理由、または精神的な理由も含めて、弱視、難聴、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障害、自閉症・情緒障害とあります。そういうクラスで中学校まで進んでいくわけですがけれども、小学校から中学校、または中学校から高等学校に移るときに、状況によっては教育次第では普通学級にも

戻ることもあるわけですね。そこのきめ細かな、その本人の特徴に合わせてうまく対応していければ、普通学級に戻れるという例もたくさん見られております。

ですから、一番大事であるのは、最初の小学校のときのいろいろな身体的な、精神的な面も含めて、そういう特性を早く見届けて、個に応じた教育ができれば、また、中学校、高等学校への道も広がっていくということじゃないかなと思います。

それで、御発表いただきましたけれども、現在たくさんの種別がありますけど、江北小学校の場合だけで結構ですけど、恐れ入りますが、種別的にはどの種別で何人というのがお分かりであれば、お聞かせ願いたいと思いますが。

○井上敏文議長

答弁を求めます。こども教育課長。

○こども教育課長（坂元弘睦）

それでは、御質問にお答えしたいと思います。江北小学校だけですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

まず、知的障害の特別支援学級でございますが、12名の2クラスとなっております。それと、自閉・情緒障害の特別支援学級については43名の8クラスというふうになっております。

以上です。

○井上敏文議長

4番江頭君。

○江頭義彦議員

どうもありがとうございました。

今お話しいただきましたように、状況としては本町の実態がそのように、その子供たちが中学校に上がっていくといった場合、小学校と中学校とそういう状況に今なっています。それを一つの義務教育になった場合のいろんな種別と、子供たちの割合、逆に増えたりすることもあるでしょうし、減ったりすることもある中で、だから、校舎を造るときに非常に難しい、同じ教室ぐらいに全てをすることになったら、莫大なやはり教室数になって広がっていくわけですので、それはできないかと思いますが、そういう子供たちの保障といたしますか、そこもしっかりお願いしたいと思います。

現状を教えてくださいましたので、次のほうに入ります。

個別の支援を今必要としている子供たち、特別支援学級の子供たちばかりじゃないと思

ますが、現在、町としてどのような対応がなされているのかをお尋ねいたします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。こども教育課長。

○こども教育課長（坂元弘睦）

それでは、御質問にお答えしたいと思います。

特別支援教室では障害の種類ですとか程度に応じて対応させていただいております。

例えば、知的障害特別支援教室での指導としては、生活に結びついた具体的な活動を学習活動の中心に据えて指導をいたしております。また、必要に応じて特別支援学校の内容を参考にしながら、個に応じた生活に役立つ内容も指導しているところでございます。さらに、体力づくり、基本的な生活習慣の確立、日常生活に必要な言語や数量、生活技能の指導、それと、中学校のほうでは、社会生活や職業生活に必要な知識、技能のほうも指導をしております。

それから、自閉症・情緒学級の特別支援学級での指導でございます。こちらについては、対人関係などにより集団不適応を起こしやすい児童・生徒が少ないことから、個別指導や小集団による指導による場を適切に設けておるところでございます。それから、刺激の少ない教室環境を整えたり、教材、教具を工夫したりして特性に応じた指導を行っているところでございます。

以上です。

○井上敏文議長

4番江頭君。

○江頭義彦議員

どうもありがとうございます。きめ細かに個に応じた指導の結果が広く認められて、以前、私たちが小さい頃とは状況がかなり変わってきている、個に応じた教育というのがやっぱり進んでいるのかなというふうに感じ取れます。

以前であれば、集団の中に1人、2人入っていてもあまり目立たないという状況で、個に応じた指導がなかなかできずに、小学校、中学校、または高等学校まで進学していた生徒がいる中で、現在は、早い時期から、本校の場合は知的と自閉症・情緒、種別として2つ挙げさせていただきましたけれども、それ以外にも今後入学される方もいらっしゃるかも分かりません。そういった場合には、校舎のその子に応じた改造を伴ったり、階段の代わりにエレベーター

ターをつけたりとか、そういういろんな施設の改修あたりも出てくることも考えられると思います。

では、次に行きます。

次に、小・中学校において町で採用されている学習支援員の人数です。

そういう現状、小学校に今お話あったようなそういう特別支援が必要な子供たちがいる中で、生活支援員は重要な役目を果たされるかと思います。

プラスに応じて県からの人員の配置は当然ありますので、学級数が増えれば学級数に応じた配置があると思いますが、手のかかる子供たちに対してのフォローできる、自由に町で配置できるような方を生活支援員、または学習支援員と呼んでいるわけですが、学校規模に応じて、現状に応じて、県のほうからはスクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーという方は学校規模に応じた配置がなされていると思いますが、その方をほかにたくさん採用してもらうというのは難しいと思いますので、子供たちの学校生活の中で見守りとか、または家庭からの受渡しとか、低学年であれば、送ってこられたらお迎えをすとか、また保護者への連絡をすとか、それから、移動教室のときには迷っていたら手を引いて連れていくとか、教科によっては更衣を必要とする教科のときには着衣の着脱あたりもついてしてやるとか、特別教室で授業のときには連れていくとか、小まめにできるそういう学習支援員、生活支援員の配置は町のほうで採用できると思いますので、今回、義務教育学校として9学年の学校になった場合には、まず、義務教育学校で小・中一緒になること自体がやはり非常に大きな学校生活の変化になると思いますので、令和10年4月をめどに、9学年になった場合の町で手配できる学習支援員、生活支援員の増員、ちなみに今何名いらっしゃるかわかりませんが、また、先ほどお聞きしました特別支援学級の生徒の実態プラス人数なども含めて、一人でも多くの学習支援員、生活支援員を確保していただければ、町として子供たちにできる教育になるんじゃないかなと思いますので、それをよろしくお願ひしたいと思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。こども教育課長。

○こども教育課長（坂元弘睦）

御質問にお答えしたいと思います。

まず、令和5年度の学習支援員、生活支援員の配置はということですが、一般的には県内

では教育支援員というふうには呼ばれている例が多いみたいではございます。こちらについて教育支援員の人数としては小学校で9名、中学校で4名、この4名の中には中学校の中にありますビックールームのほうで従事していただいている1名を含んでございます。

それから、教育支援員の増員をお願いしたいということでございますが、教育支援員については、特別支援学級についてはおのおの担任の先生が配置をされております。そのほかに先ほど議員も言われたように、特に困り感を持つ児童・生徒に配慮して配置をしておりますが、今後も児童・生徒のおおのこの状態に合わせたところで教育支援員の配置というものを行っていききたいというふうに考えております。

ちなみに近隣の小・中学校のほうと比較をしましても、うちの教育支援員の配置については特に少ないという状況ではないというふうに判断をしております。

以上であります。

○井上敏文議長

4番江頭君。

○江頭義彦議員

どうもありがとうございました。

令和10年の開設に併せましてもうしばらく時間的にございますので、今の子供たちの現状と、それから、開設に向けた準備で、予算も伴うことですので、子供たちが少しでも学校から足が遠のかないように対応していただければ本当に助かります。よろしくをお願いします。

では、2問目に入ります。

○井上敏文議長

次、行ってください。4番江頭君。

○江頭義彦議員

2問目として、歩道の設置に関わる安全対策についてでございます。

(パワーポイントを使用)今映しているのはネイブルの交差点のところですがけれども、後でまた紹介をいたします。

朝の交通安全活動で東分歩道橋の下で登校する児童・生徒の見守り活動を、町長はじめ、町の職員、各種団体の役員と、私も議会から2名ほど入って見守り活動をさせていただいています。そのときに感じたことを申し上げます。

この交差点は、大町方面から佐賀方面に直進、右折、左折する車と、白石方面から来て、

これも直進、右折、左折と、逆に佐賀方面から、直進、右折、左折する車が、線路のほうに向かうのは一番少ないんですけれども、直進して線路のほうにと行くといいますか、南のほうからは少ないんですけれども、歩道橋下で交差する地点になっております。このように混み合う交差点、歩道橋の下ですけど、実は南北から自転車で子供たちが毎朝登校しています。私もそこに立っていて、自転車を止めたり、信号が変わるまでちょっと待ってねと言いますし、青になれば、進んでいいよと言いながらも、右折、左折する車が飛び込んでこないように、ちょっと前に出て旗を示したりしております。それが毎日のことではないわけで月に1回の当番のときだけです。残りの日にちにおいてはほかの役員様方が実施されているのかも分かりません。または交番の方が、時には交番から西のほうまで移動されて見守りをしているのかも分かりません。

南北から登校する中・高生、小学生はほとんどが歩道橋を上がっていきます。中学生、徒歩の方は歩道橋を行くわけですけれども、自転車はどうしても自転車を抱えて渡るということはできないわけではないでしょうけれども、現状の歩道橋では無理かなと思います。

それで、その場面に遭遇して、この場所の危険となっている、ヒヤリハットといいますか、そういう地点になっておりますところのどうにか解消、もしそこで事故が発生すれば、すぐ対応がされるのかなとも思いながら、自分の力ではなかなかどうしようもないというところでいつも悩んでいるところであります。

そこで、現状を皆さんにお知らせして質問するということで2問目を上げました。

このような状況下にある1問目です。

東分交差点の安全対策について町としての考えは何かございますでしょうか。お聞かせ願います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。基盤整備課長。

○基盤整備課長（大島浩二）

おはようございます。江頭議員の質問にお答えいたします。

まずもって、議員の皆様をはじめ、各種団体の皆様におかれましては、毎月第4週目の水曜日ですかね、34号沿いの主要交差点において、「ルート34 前を34（見よ）作戦」ということで交通安全の街頭活動を行っていただき誠にありがとうございます。そういった街頭活動の中で江頭議員が気づかれたことかと思えます。

確かに東分交差点、国道207号からの接続がございますので、特に佐賀方面へ向かう車両は非常に多い場所でございます。また、交差点の形状を見ましても、特殊な交差点でございます、特に207号からの接続に関しては右折レーンが2車線あるという状況でございます。

そういった中で、東分横断歩道橋の下を通行される自転車利用の方たちは自転車横断帯を通過して通行されている状況であります。ここの危険性については我々も江頭議員と同じ認識を持っております。

もともとこの東分交差点の改良が平成30年に行われておりますけれども、その際は国道207号からの接続の混雑の解消と周辺地区内への通り抜けの車両が多かったということから、この改良が行われております。

ただ、改良から5年経過しまして交差点の状況を見ておりますと、我々も安全対策の必要性を改めて感じているところでございますので、安全対策についてはしっかりと検討をしたいということで考えております。

以上でございます。

○井上敏文議長

4番江頭君。

○江頭義彦議員

どうもありがとうございました。

(パワーポイントを使用)画面のほうで、3つショットを撮ったんですが、これは停止しているその現場の状況で、やはり3列に並んでおります。これは歩道橋の上に上ってからどのぐらいまで車がつながっているかなと思ひまして撮った写真でございます。奥の見えるところまでは車がつながっている状況です。これは歩道橋の上からですけど、信号で止まっていれば、いつも3列。手前2列のほうが右折しますので多いんですけども、そういう状況がちょうど交通当番のところであってましたもので御紹介をいたしました。

1問目はありがとうございます。

2問目については、ちょうど207号と34号のぶつかるところ、見守りで立っているところを入れた図を自分なりに町の全体の作ってみました。白石正面から大町方面に向かう車がそこでぶつかるといいますか、そこで出会うわけですね。ですから、大町方面から佐賀方面の車をバイパスというか、上を通過して下りてので、直進するわけですから、それをどこかに逃がすという方法はなかなか難しいと思ひまして、白石方面から来た車を小・中学校の信号か

ら入れるのではなく、小・中学校の通りは通学路で車はなるべく通ってほしくないものですから、場所的にはそんなに広いところではございませんけど、一つ手前のJAの葬祭場とかに抜ける道に白石方面からの車を幾らかでも移動させて、誘導して、少し道は狭いんですけど、敬心の前を東まで誘導して、新渡大橋からも当然佐賀方面に行く車が北上してきますので、そこでちょっとぶつかる可能性はないわけではないですけど、流れとしては今現在の東分交差点の解消のために白石方面からの車を少しでも東のほうに回して、多分佐賀方面でしたら、馬場北の交差点で、中学校の通りの百武整備工を通過して馬場北まで当然行って馬場北で右折している車が多いようですので、全体の5分の1でも、4分の1でも、少しでも流して交通量の解消ができないかと考えているところでございます。

○井上敏文議長

答弁が必要ですか。

○江頭義彦議員（続）

いえ。それで、そういう前提の上で今から質問させていただきますが、以前にもお話ししているかも分かりませんが、白石方面から右折するJAの葬祭場に行くところは農道というお話を聞いておりました。でも、1号水路、2号水路ぐらいまではその農道は両側とも歩道がついております。2号水路から先ですけど、そこからが農道なのか、私も詳しく分かりませんが、そこから新渡大橋までの区間、そこに車を移動させるのであれば、そこに歩道をつけてもらえないでしょうかという実は提案なんです。

もう一つ現状としましては、新渡大橋のほうから北上する車があります。昼間はそんなに台数的には多くありませんが、これは私の勘違いかも知れませんが、明るくなる前にといったらどうでしょうか、薄暗いうちから大型車がよく通ります。昼間より夕方や明け方のほうが多いかな。近所の方からもかなり家が揺れるとよという話も聞いておりました。

それで、調べてみましたら、ダンプとかの工事車両とか、また、大きな資源回収の車なんかも資材を積んだのが、この地図でいいますと、新渡大橋のほうからずっと馬場北まで上がって行ってという道が非常に車が多うございます。そして、なぜかそこは歩道がないわけですね。もともとはどこでも田園地帯でありましたもので、当初から歩道をつけるとか道を広く造るということはされていなかったと思うんですが、現状としてこういう時代になり、実際は近くにそういう大きな会社もあります。

もう一つは、車だけじゃなくて、実は新渡大橋のほうから、福富の方面から自転車で通学

する子供たち、通学のために駅まで来ているのかなと思いますが、点線で描いています、右の細い線ですが、そこを自転車で通過しています。

それから、もう少し先に行ったところには、右手には鳴江公園がございます。鳴江公園のほうも先日も行われていましたように、各種イベントで親子連れで鳴江公園を訪れるという方が多うございまして、その一角から鳴江公園へ入るといいう入り口も五、六か所あります。

だから、繰り返しますけど、新渡大橋からの縦のライン、それから、横のラインの歩道がないところの間を安全第一ということで、または今後車両も増えることも考えられますので、その辺りは町として何か考えてあることはないでしょうかということに質問させていただきます。

○井上敏文議長

答弁を求めます。基盤整備課長。

○基盤整備課長（大島浩二）

江頭議員の質問にお答えいたします。歩道の設置ができないかということかと思えます。

まず、町内の主要路線の安全対策、歩道を含む安全対策については、優先順位をつけて計画的に実施をしております。

また、本町における歩道の設置の基準、考え方といたしましては、車の交通量が多く、また、スピードが出る危険な通学路ということで取決めをしております。

質問の路線で通学路に指定されている区間は既に整備をしております。現状、残りの区間については歩道の計画はございません。

ただし、今年度、交通安全対策の一環ということで、外側線、中央線を含む区画線の引き直しをしております。そのことで安全対策につながればというふうに考えております。

以上でございます。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

おはようございます。

答弁の前にですけれども、開会に際しまして総務政策課山中課長がちょっと今日は体調不良で出席できないということで御迷惑をおかけいたします。その代わりに、もともと課長代理なものですから、今回、課長代理の小野代理が答弁等を対応させていただきますが、どう

ぞよろしく願いいたします。

今回、江頭議員からは東分交差点に着目をされて、東分交差点になるべく車が集まらないようにしたほうがいいんじゃないかと。だから、その方法として、その前の段階で、要は南の段階で、先ほど江頭議員の言葉をお借りすれば、車をそちらに逃がしたらどうだと、それに伴って当然逃がした車がまた増えるわけだから、そこについては歩道を設置したらどうかという御趣旨なんだと思います。

ただ、大変恐縮ながら江頭議員のお考えとは全く真逆の考えで実はこれまで東分交差点の改良を、国、県に要望してきたところであります。

というのが、御存じのとおり、当然34号の特に東西方面は大変通行が多いものですから、ここをスムーズに流すということで信号の時間が限られております。ですので、鹿島・白石方面から、207号から東分交差点を右折して、特に佐賀方面だと思いますけれども、かつては特に朝夕の時間は大変車が多く渋滞をしておりました。そうすると、その通行車両が渋滞を嫌って、それこそ通学道路であります町道東分～祖子分線のほうから右に曲がっていったり、また、その南側の八町共乾の前の農道から、そして、馬場北交差点に向かって江北町の集落の中に車が入ってくるという状況が見られました。これを避けなければ、わざわざ集落の中に車を誘導したり、子供たちが通る道路に車を誘導したりということはやはり我々としては考えられませんので、この限られた信号時間の中でいかにスムーズに右折車両を流すかということで、なかなか県内でも珍しいと思いますけれども、右折車線の2車線化ということで町として計画といたしましよかアイデアを出しまして、国と県に働きかけた結果、予想以上に早く国、県に対応いただいたということでありますから、先ほど御紹介いただきました江頭議員の御質問の東分の交差点になるべく来ないように先にということとは逆に考えております。

というのも、恐らく207号から東分交差点で右折して佐賀方面に行く車、もちろん町内の方もいらっしゃるんだろうというふうに思いますけれども、恐らくほぼ町外の方なんですよね。道路には国道、県道、それと町道、もちろんそれ以外にもありますけれども、もともとそれぞれに役割があるわけです。特に国道というのは特に両県の主要道路を結ぶ道路が国道ということでありまして、県道というのは県内の主要都市を結ぶのが県道だということでありまして、我々町道というのは、基本的に言えば、やはり町内の皆さん方の移動に供する道路を我々が整備をしているということだと思っておりますが、先ほど申し上げましたように、国道

207号も34号も恐らく町外の方が町外に行かれるときに通られている道路と言っていていいと思います。それであれば、わざわざ我々町の住民が利用する道路にその車の流入を促すようなことは我々としてはすることはできません。

それと、先ほど御紹介いただいたように、特に馬場の交差点なんかはダンプが通って、近隣の住民からは振動が激しいということで苦情もいただきましたし、町のほうでもいろんな対策もこれまで講じてまいりました。

ですから、もし東分交差点に一定のリスクがあるとすれば、そこは東分交差点のリスクを解消するというので対策を取るべきだというふうに私は思っております。

江頭議員と同様に、私も毎月1回ではありますけれども、「国道34号 前を34（見よ）作戦」の時には7時15分から8時まであそこに立っております。先ほど申し上げましたように、我々は我々としての考え方でああした改良をお願いして実現をさせたもんですから、というか、させただけに、それに起因して事故が起きるのは本当に避けなければならないという思いで、立っている間は少なくとも祈るような思いで正直、立哨活動をしているところであります。

それで、特に交差点の内の東側の南北に上に陸橋がかかっています。その下に自転車の通路があるわけですが、一つ考えられるのは、例えば、先ほどおっしゃったように、陸橋を自転車抱えてとはなりませんけど、例えば、全国的にはもう少し足の長い、要は勾配の緩やかな陸橋なんかもありますよね、それと、階段の両端がスロープになったような陸橋もあると思います。ですから、そういうことは少し考えられるんじゃないかなというふうに思いますし、ただ、端的にできることとすれば、今その東側の陸橋の下に自転車の横断通路があるわけですが、私、逆にあそこをなくすということもあるんじゃないかなというふうに思います。少し迂回しては行ってもらわんばいかんですけれども、交差点の西側は陸橋はなく普通に横断歩道があります。そして、もちろん車は通ってはいなくはないですが、恐らく207号から右折して佐賀方面よりは車両は少ないですし、それと、夏場なんかは上に陸橋があるもんですから、実はその自転車の通路が影になってよく見えないんですよ。

ですから、ハード的に言えば、先ほど言ったように、陸橋を自転車が通行可能にするということはあるというふうに思いますし、端的に、本当に危険であればですね、少し御不便はかけますけれども、安全に代えられないという意味でいけば、北から下ってきて、そして、コの字型になりますけど、ここは全部歩道がありますので、そうしたことで自転車の通行を

促すということはあるんじゃないかなというふうに思います。

どっちにしても、国、県とまた調整をせんばらんことですし、警察とも協議をせんばらんことでもありますけれども、今回の御質問でいって東分交差点の安全度をさらに高める必要があるということについては私も意見を同じくしますし、少なくとも今申し上げたような対応ということ是可以するんじゃないかなというふうに思っております。

せっかくですからと言うといけませんけど、我々、207号についていえば、江北町だけではなくて、佐賀、長崎の沿線自治体と期成同盟会というものを結成しております。実は長い間、江北町からの要望事項というのはなかったんですけれども、先ほど御紹介をした右折レーンの2車線化ということを経北町の要望事項として位置づけをして、そして、早期に実現をしていただいたということになっております。その後は今は八町地区の207号の沿線の歩道整備について要望しておりますけれども、先ほど私が申し上げたような、例えば、自転車の通行ルートを見直すということであれば、もちろんそれからまた東に行けばまた広い歩道がありますから下れるんですけれども、東分交差点の207号接続部分の西側については実は歩道がないんですね。ですから、もしそのまま真っすぐ行かれるということもあれば、そちらの歩道の整備ということも要望していく必要があるかなというふうに思っております。

以上でございます。

○井上敏文議長

江頭議員、あと2分です。4番江頭君。

○江頭義彦議員

どうもありがとうございました。

この図を見ながら、1つは34号と207号と、そして、馬場北から新渡大橋方面と、それから、今話しましたJA敬心を通る、図を書いているちょうど真四角になったものですから、かっこよく、太い4本が外側にあって、中に道があって、コンパクトな町の形ができないかなとか思いながら、この図を描いていたところです。

すみません。時間来たようなんですけど、最後に、先日新聞で拝見しましたけど、佐賀市で国道207号改良促進期成同盟会要望活動が、江北、白石、太良町の町長さん方で行われていたようですので、本町に関係するような要件があったのかだけ教えていただけますか。

○井上敏文議長

答弁求めます。山田町長。簡潔にお願いします。

○町長（山田恭輔）

時間も押し迫っておりましたので、大変僭越ながらその御質問のお答えも先に申し上げたつもりでありましたけれども、かつては特に要望事項がありませんでした。ただ、その後は今回御質問いただいた東分交差点の右折レーンの2車線化ということのを要望しましたし、その後は現在のところ、西側の八町地区の歩道整備について要望しておりますが、今日の議論も踏まえて東分交差点の接続部分の歩道整備についてもこれからは要望事項に上げていきたいと思っております。

以上でございます。

○井上敏文議長

4番江頭君。時間ですので、挨拶だけで。

○江頭義彦議員

以上で終わります。どうもありがとうございました。

○井上敏文議長

4番江頭義彦君の一般質問をこれで終わります。

しばらく休憩いたします。再開10時10分です。

午前10時0分 休憩

午前10時10分 再開

○井上敏文議長

再開いたします。

5番三苦紀美子君の発言を許可いたします。御登壇願います。

○三苦紀美子議員

おはようございます。すみません、議長、ちょっと体調を壊していますので、マスクをつけたままでいいでしょうか、気をつけて話しますので。

○井上敏文議長

はい、どうぞ。

○三苦紀美子議員（続）

よろしくお願いします。

それでは、通告に従い、質問させていただきます。

まず1問目、確認されている空き家の対応状況についてでございます。

令和5年6月議会における同僚議員の質問に対し、令和4年3月の条例改正後、特定空家の認定方法が変わったとの回答がなされました。

伺います。

改正条例における特定家屋の認定方法と当初条例の管理不全な状態の認定方法に違いがあるかどうか、お尋ねします。

私の認識では、令和4年3月の条例と改正以前の管理不全な状態の判断は、江北町空き家等の適正管理に関する条例施行規則第5条「町長は、立入調査の結果に基づき、第3条の規定により立入調査の申込があった空き家等が条例第4条に規定する適切な管理が行われていない空き家等に該当するか否かを判定する。」とされています。

平成30年4月1日施行、江北町空き家等不良度等判定委員会設置要綱第2条第1項第2号、条例第8号に規定する空き家等が管理不全な状態にあると認める判定。第2項で前項第2号に規定する制定には住宅不良度判定の手引等を引用して行うものとするかとされています。

さらに、平成28年6月実施された江北町空き家等実態調査業務の概要報告でも調査は外見目視による不良度判定を行うとされています。

以上に基づき、当初条例等における最終判断は町長が行い、現地調査は目視で行い、判断されてきたと私は認識していますが、間違っていますでしょうか、お伺いしたいと思います。

次に、令和4年3月の条例と改正後の対象家屋の名称は、管理不全な状態から特定家屋等に変更され、認定の判定基準は、今年度9月議会における同僚議員の質問に対し、建物の各部位の損傷状況、また、損傷率を職員が判断し、協議会に諮りと回答されました。判断基準は、条例等改定前は目視により判断とされているのに対し、改正後は、国のガイドライン、県策定マニュアルに準じた判断基準を作り直しと回答されました。

回答内容からすると、私は認定判定基準が設定され、より厳しくなったと感じておりますが、条例等改正前、改正後の違いの説明を町民の皆様にも分かりやすく手短にお願いしたいと思います。

まず1問、以上です。

○井上敏文議長

答弁を求めます。基盤整備課長。

○基盤整備課長（大島浩二）

三苦議員の質問にお答えいたします。

まず、改正条例における特定空家の認定方法と当初条例の管理不全な状態の認定方法に違いがあるかということでございます。

そこに関しましては違いがございます。簡単に言いますと、これまでは条例に基づき調査を行い、認定をしておりました。改正後は法律に基づき立入調査を行い、法に基づく空き家対策協議会を設置しておりますので、空き家対策協議会のほうで状態を協議していただいて判断をいただくという状況になっております。

以上でございます。

○井上敏文議長

5番三苦君。

○三苦紀美子議員

先ほど言いましたことのように、例えば、条例における最終判断は町長が行い、現地調査を目視で行い判断されてきたというのは、それでよろしいですか。大丈夫ですね。分かりました。ありがとうございます。

それでは、2点目にまいります。

改正時の令和4年3月以前の未処理物件の総数及びその内訳をお願いしたいと思います。特に相続等の問題で進捗しなかった物件以外で、旧条例等に照らし管理不全な状態の家屋と判断された物件はなかったかについてお尋ねいたします。

9月議会における同僚議員の特定空家等の数はその問いに、特定空家の数が14件と回答されました。回答内容からすると、条例等改正前の管理不全な状態の物件も含まれていると理解し、全て処理済みで、今後は新たな情報提供物件対応との認識でよろしいでしょうか。それをお尋ねしたいと思います。お願いいたします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。基盤整備課長。

○基盤整備課長（大島浩二）

三苦議員の2問目の質問にお答えしたいと思います。未処理物件があるかということでございます。

基本的に空き家の対策につきましては、住民等からの情報提供により、申請書を頂きましたら職員が確認は必ず行います。実際申請が出ているにもかかわらず、処理を行わず手をつ

けていないという状況は今ございません。ということで未処理物件があるかと申しますと、ゼロ件ということでございます。

以上でございます。

○井上敏文議長

5番三苦君。

○三苦紀美子議員

改正条例等に照らして判断があった場合、例えば、6月議会における同僚議員の質問の対象家屋は条例等改正後に情報提供があった物件なのか、それとも、条例等改正前に情報提供があった物件なのか、お伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。基盤整備課長。

○基盤整備課長（大島浩二）

三苦議員の再質問にお答えいたします。

令和5年6月議会の一般質問の際に出ておりました空き家対策の件でございます。

この件につきましては、条例改正前に実際申請は出ておりました。ただ、コロナの影響もございまして判定委員会を開けなかったものですから、条例改正後に空き家対策協議会のほうに諮り、審査をいたしております。実際条例改正をまたいで審査をしているのは3件あるのは事実でございます。

以上でございます。

○井上敏文議長

5番三苦君。

○三苦紀美子議員

前だったら、改正前条例と照らし判断して、要するに継続というような状態を取られるのかなということもあると思いましたから、はい、分かりました。

議会回答で対応できるよう、空き家等対策協議会でも論議していると回答されています。法律、条例等が変わるたびに、古い物件が新しい制度で判断されていくとしたら、違和感を感じるのは私だけでしょうか。

過去の申出物件の中に類似物件は存在しませんでしょうか。課長、お答え願いたいと思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。基盤整備課長。

○基盤整備課長（大島浩二）

再質問にお答えいたします。

先ほど条例改正をまたいで3件判断をしたというお話をいたしました。1件につきましては、条例改正後、法に基づく特定空家として認定がなされております。残りの2件につきましては損傷の状態がひどくないという協議会の中での判断に基づいて特定空家のほうには認定されておられません。

ただ、そういった中で、特定空家に認定をされない空き家であっても、今後そういう特定空家になる可能性がある、また、地域住民に迷惑をかけている空き家は解体をできるような対応をしたほうがいいんじゃないかということでお話がございましたので、そこを6月議会のほうで答弁させていただいたところでございます。

なお、この2件につきまして仮に旧条例に基づいて不良度の判断をしたとしても該当しなかったということでございます。

以上でございます。

○井上敏文議長

5番三苦君。

○三苦紀美子議員

ありがとうございます。

本当に一生懸命行政の方もなさっていることは分かるんですが、町民の方には隅々まで行き渡ってなくて、何回も議員の方も行政の方も皆さん一緒になって取り組んでいただいているのに、分からないところがあるからということで声が届きました。このテレビを見て、また皆さんも納得いかれたと思いますので、ありがとうございました。

それでは、議長、次にいいですか。

○井上敏文議長

次、行ってください。5番三苦君。

○三苦紀美子議員

それでは、2点目に質問いたしました我が町の子供たちをみんなで育てたいという項目に移らせていただきます。

昨年12月議会で挨拶運動の取組について伺い、教育長より、小・中学校の校長とも挨拶の重要性は認識をしている、きちんとできるように取り組んでいくとの答弁をいただきました。

徐々にではありますが、挨拶が返ってくるようになったとは感じますが、友達と話ししながらの中学生は特に返してくれません。当初、小学生もなかなか元気な挨拶ができませんでしたが、低学年の子供たちが走って逃げるところを追っかけっこしたり、年寄りなのに子供みたいなことでやっておりますうちに、最近はこちらから元気じゃんけんしようと言ったり、横断中の旗をちょっとだけ持たせてとかいうような感じで、本当に事故には気をつけながらやっておりますが、低学年の子供たちは特に元気に挨拶をしてくれるようになりました。皆さんからいいかげんに立つのをやめたらとの声も届きますが、交通安全母の会として、町はもちろんです、県、国で頑張らせていただいた御恩返しだと思ひ、安全運動と挨拶運動を兼ねて信号のところで毎日実施しているところでございます。

教育長にお聞きしますが、小・中学校の取組をなさってくださいということだったんですが、どのようなことを生徒たちにはお伝え願ったのか、教えていただければと思います。よろしく願いいたします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。教育長。

○教育長（吉田 功）

三苦議員の御質問にお答えをします。

まず、答弁の前にですけれども、御自身お話しもございましたが、三苦議員におかれては、児童・生徒が朝の登校する時間に江北中学校の東の交差点で子供たちの安全指導、それから、挨拶ということを取り組んでいただいております。本当にありがたいというふうに思っております。お礼と感謝を申し上げたいと思います。併せてその活動の中でいろいろ私以上に子供たちの小・中学生の実態も捉えてもらっているなというふうに思っております。

さて、小・中学校ともに平日は校長が挨拶運動を実施しているところでございます。中学校校長は、前任者との引継ぎを受けて、年度当初は職員も交通安全指導を兼ねて挨拶運動を実施していたと。現在は、火曜日と木曜日に、生徒会が主体となりまして各クラス全員で挨拶運動を実施しているということでございます。一方、小学校のほうはPTAの各委員会が毎月交代で挨拶を実施していただいております。

そうした中で、直接挨拶とは関係ないかもしれませんが、登校している江北小学校の児童

3人が横断歩道を渡った後に止まってもらった3方向の運転手さんに振り返って深々と挨拶をしている場面を見ました。早速、校長には子供たちの行為を称賛して全校生徒にも紹介してほしいというお話をいたしました。

そういうことを通しながら子供たちの心も培われているなというふうに思ったところまでございまして、機会あるごとに、定例の町内の校長会、あるいは気づいて情報が入ったときには直接校長にも連絡をして、本当に気持ちのいい子供たちの挨拶が広がるようにということで指導しているところでございます。本当にありがとうございます。

○井上敏文議長

5番三苦君。

○三苦紀美子議員

ありがとうございました。

本当に低学年の子供たちは遠回りとかなんとかしていたんですよ。それでも最近は、おばちゃん、元気じゃんけんとか言ってくるんですね。そして、じゃんけんをして勝ったら、今日はいい日だとか言っています。負けた私は悪い日やんねで。ほとんど負けてばかりいますけれども、先ほどおっしゃいましたように、車は止まっていますよね。そのときに、子供たちに、あら、僕たちを通してくんさったとよ、どがんすつとかなというふうに言いますと、うんと言って、その運転手さんを見て、ありがとうございましたと言える子供が大分増えてまいりました。うれしいことで、最初は何ば言いようというような感じでしたけど、今は、あら、待ってくださったのにね、どうするのかなと言ったら、ちゃんとありがとうございましたということを言っているから、ぜひ学校のほうでもそういうふうに、当然と思われたら私も困りますので、ありがとうと言えるねと言ったら、うんとか言っているから、そういう会話で少し元気をもらっています。それで、ちょっと風邪ひいているときなんかはサボるときがあるんですね、ちょっと熱があったりとかですね。そしたら、男の子でも女の子でも、おばちゃん、昨日何したと、その言葉。大人だったら、ありゃ、どうしたのと言うけど、子供が、おばちゃんがそこに立ていようと立ってしまいと関係ないけど、何したと、病気とか言ってくれるから、病気のときは、うん、病気、そしたら、出張のときは出張と言ったら、出張って何しよつとねという感じの会話というか、とても地域になじめてよかったな、うちなんかは一人娘ですから、ほとんどそういうたくさん声を聞けなかったの、本当にいい機会をもらったと思っておりますので、今後も体の続く限り頑張っ

たいと思いますので、何かの節はぜひ御協力をお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

一町民としてどこでも挨拶ができる子供たちに育ててほしいと願っての運動を続けていますので、学校でもう少しこういうことをしようという運動の輪を広げてほしいなと思うけど、そういうのは教育長どうでしょうか。計画は無理でしょうか。お願いします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。吉田教育長。

○教育長（吉田 功）

三苦議員の御質問にお答えします。

挨拶というのは本当に基本的な生活習慣の中でも時間を守ることと非常に大事な習慣づけかなというふうに思っております。挨拶をすることによって、具体的な心が形として現れてくる、また、挨拶を通すことによって形が心を培っていくという側面がございますので、本当に今御質問いただいたことを機会あるごとに校長とも話を進めながら、全校的な活動ができるような働きかけはしていきたいなというふうに思っております。よろしくお願ひいたします。

○井上敏文議長

5番三苦君。

○三苦紀美子議員

教育長ありがとうございます。学校のほうはよろしくお願ひいたします。

私の小学校時代は砥川小学校というところだったんですけど、外にいて畑仕事していても何をしても、おばさんやおじさんが、おはよう、気をつけて行かんばよと、そういう声をいっぱいかけてもらいました。長いもんですからね、永田を通って、蒲原通ってという感じで長いもんですから、そのおじさん、おばさんの言葉に学校行きたくないなというのも少し消えたような感じがしますので、ぜひ学校での取組ももちろんですけど、もう少し何か地域で自分の孫もよその孫も見ていただくような、そういう輪が取れないかなと願いつつ、今交通安全で皆さんとやっていただいているように、挨拶運動として月に1日か2日でもいいから、時間のある人に、農家の忙しいときにそういうことしなさいと言ったら怒られますけど、時間があるときでいいから、自分の家の前を通るときに声かけ運動というか、挨拶運動というか、そういう試みができないかなと、これは強く思っていることですので、これは町

長にお願いしなきゃいけないですね、学校と違って、公民分館長さんやいろんな方にそういう挨拶運動をとということで輪を広げていただければと思いますので、月1回でもいいです、とにかく立ち上がったという子供たちに分かるようなことができればと思いますので、何とかそのところ手助けできないでしょうか、町長、よろしくお願いします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

いや、そういう細かいことを言うつもりはありませんけど、公民分館長と言われたので、公民分館長であれば、それは教育委員会なんですけど、そんなことではないんだろうと思います。

今回御質問、地域ぐるみでというふうに書いてありますから、やはり町を挙げてということだと思います。なので、御質問の通告、1番は学校、2番は地域と書いてあったから、学校だから教育委員会やろう、地域だから町長部局やろうというような、そんなことじゃないんだと思うんです。今回の御質問の項目は子供たちのということでありまして、御存じのとおり、学校にはコミュニティ・スクールということで、まさに学校だけではなくて、保護者だけじゃなくて、町内のいろんな各層の方も入っていただいて、まさに子供たちをどうするという組織を学校教育委員会で持っていただいていますから、子供たちの挨拶を地域ぐるみでということであれば、ぜひそうしたコミュニティ・スクールの運営委員会なども通じて教育委員会がぜひ積極的にやっていただければ、もちろん教育委員会だけでやってもらわずに、もちろん町長部局の各課でもしっかりそこは応援をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。（「よろしくお願いします。次に行ってよろしいでしょうか」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

次、行ってください。5番三苦君。

○三苦紀美子議員

「こども110番の家」についてのお伺いですが、先般、お願いしましたら、即やっていたことに感謝を申し上げます。ところが、いろんなところで話をしているうちに、「こども110番の家」を行政がしてくれたからうれしかったけど、子供がどこにあるとねと言っ

たそうですね、その家がどこと言ったということが、あんまり分からない、貼ってありますよね。

私がお願いしたのは、小城市でやっているように、普通の旗の半分くらいの大きさに「こども110番の家」と書いてあるから、小城市の子に聞いたら、うん、何かあったらね、あの旗のところに駆け込めばいいのよというようなイメージがあったけど、うちは貼ってあるものですから、子供がどこに行っていかなかなか分からんよと言いましたので、何とかお伝え願えないでしょうかということでしたので、ここで質問に上げるようなことじゃないかもしれませんが、みんなで子供たちを守っているよということも、議員共々、お知らせしたかったので、あえて3問目に出させていただきます。通告しておりましたので、何とかその方法、何かの考えは出てきましたでしょうか、課長、よろしくお願いします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。こども教育課長。

○こども教育課長（坂元弘睦）

御質問にお答えしたいと思います。

「こども110番の家」のステッカーと旗については、今年の3月に学区員さんを通して御理解をいただいた御家庭にお配りをしてステッカーと旗のほうの掲示をお願いしております。

私も配布をした後、掲示をしていただいているかということで町内を見たところ、酒井議員の「おたけのお家」にもしていただいていますし、かなりの家でステッカーと旗の掲示をしていただいていることに大変感謝申し上げます。

それから、子供たちにといいことですが、先ほど議員のほうからも言われましたように、小学校のほうでは有事の際にはステッカーとか旗があるお宅にすぐ駆け込みなさいというような指導もされておりますし、地区児童会のほうでも生活面ですとか交通安全対策の指導も行われておりまして、危険防止の意識のほうも醸成が図られているというふうに思っております。

それから、ちょっと目立つようにということでございますので、今年3月に旗とステッカーのほうの掲示をお願いしているおうちに目立つような場所に再度掲示をお願いしますということで文書は出させていただきますというふうに思います。

それから、「こども110番の家」の位置ですね、どこにあるのかということに関しては、各地区の子供クラブの会長さんですとか学区員さんを通じて、その地区の御家庭に周知を

図っていききたいというふうに思います。

以上であります。

○井上敏文議長

5番三苦君。

○三苦紀美子議員

ありがとうございます。やっぱり見えること、あれは下のほうに白石地区防犯協会と書いてあるんですね。だから、もしよかったら、ステッカーよりも小城市でやっているような普通の旗の半分くらいの大きさ、御覧になっていただければいいと思いますが、私が小城を通って佐賀まで行く間には、大人でも、あっ、ここもやってもらっているといって喜びながら見ていっているような状態ですので、どうでしょうかね、もう少し大きい旗は相談するのは無理ですか。ぜひ強く要望していただきたいと思いますが、頑張ってください。よろしくです、子供たちのためです。

○井上敏文議長

答弁要りますか。こども教育課長。

○こども教育課長（坂元弘睦）

再質問にお答えしたいと思います。

今年の3月に白石地区防犯協会のほうに江北町教育委員会のほうから強く要望いたしまして119か所の旗とステッカーを作成していただきましたので、これを有効に活用させていただきたいというふうに思います。

以上であります。

○井上敏文議長

5番三苦君。

○三苦紀美子議員

ありがとうございます。何か小さいことのようにですが、私たちの年代になると、子供たちの気持ちとかは少し分からなくなるところもありますので、立哨させてもらって、いい機会で、こういうことなのよとか、いろんな悩み事も聞けるようになりました。そういうときにこのステッカーとか小旗が耳に入ったもんですから言ったら、ある子供は、私はお母さんから習ったから知っているよとは言いました。自分の地区のところはですね。よかったら、小城市ぐらいのイメージの旗を立てていただけたらなと思いますけど、どうでしょうか、白石

地区防犯協会に言えなかったら、町単独では無理ですよ。無理ですか。子供たちの命と思えば、どうでしょうか。お考えをお願いいたします。

○井上敏文議長

吉田教育長。

○教育長（吉田 功）

三苦議員の再質問にお答えをしたいと思います。

先ほど課長が答弁をいたしましたように、白石の防犯協会のほうから配置を119か所ということで、当面はやっぱりそれを活用させていただいていただきたいと思いますので、どうか御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○井上敏文議長

5番三苦君。

○三苦紀美子議員

本当にそれは全く効果があっていないというわけじゃないんですよ。さらに一歩ということですので、今あるのを活用させていただきたい。じゃ、今までももっと活用してほしかったら、子供が知らないと言わないようにしてほしかったところもありますので、できれば防犯協会のほうにもお話ししていただいて、「こども110番の家」の少し大きめの旗が立つのを期待しておりますけど、期待してよろしいでしょうか。

○井上敏文議長

吉田教育長。

○教育長（吉田 功）

再質問にお答えをしたいと思います。

先ほど申しましたように、活用するという事で当面对応させていただきたいと思いますが、けれども、お約束をしてくださいと言われても今現時点では約束はできませんが、議員の御質問の趣旨というのはちゃんと踏まえておりますので、それについてはしっかり取り組んでまいりたいなということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○井上敏文議長

5番三苦君。

○三苦紀美子議員

町長、出番がなくてごめんなさい。

町として、じゃ、それをやってみようかというのはありませんでしょうか、行政マンのトップとして。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

横やりじゃないですけど、思ったことは全部言わんと気が済まないほうなものですから、時にはインターセプトとして答弁もしておったりしていますが、ちょっと今議会は少し自分なりに言いたくても求められない限りは、または言う必要なければ、言わないようにちょっと自分に挑戦してみようかなと思って、特に今回答弁する必要はないだろうと思っていたんですけどね。

せっかく教育委員会のほうでしておられますから、ぜひ教育委員会、または先ほど言った学校運営協議会とか、そうしたことでぜひ議論をいろいろしてもらって、何ていうかな、作ったけん、せんということじゃなくてもいいんじゃないかなとは思いますがね。

ただ、正直言うと、私はこの「こども110番の家」というのはもともと1990年代ぐらいに子供を狙った犯罪が広がって始められた活動だというふうに承知をしております。特に都市部なんかは、近くの家へ逃げ込んでも、かえってその家が危ないとかというようなことがあるかもしれませんが、私自身はどう思っているかという、江北町は全部の家が「こども110番の家」ですもんねというふうに胸を張って言えると思います。もちろんこれから都市化がまたさらに進んでいけば、何ていうのかな、必ずしもずっとそう言えるかどうか分かりませんがね。

というのが、「こども110番の家」を登録していただいたからといって、登下校時間絶対家にいていただいているわけでもないからですね。ああ、こっちは「こども110番の家」と書きちゃらんけんが、ここに逃げじ、向こうに逃げようと思って、結局そこが誰も留守だったということだってあるんだろうというふうに思います。

やっぱり世の中は時代も変わってきますし、子供の考え方、親の考え方、いろいろ変わってきますから。以前からウォンツ・ニーズの話をしてはいますが、やはり子供たちを地域でいかにきちんと安全を確保するかという観点でいけば、私としては、場合によっては「こど

も110番の家」ということじゃなくても、ほかにも方法があるんじゃないかなというふうに思いますし、まさに青色防犯パトロールなんて、かつてはどちらかというところ子供の不良防止のために、夕方から子供たちの盛り場というかな、それを本当に町民の皆さん、いろんな各種団体に御協力いただいて、忙しい中に平日の昼間、こうやって回っていただいているわけですね。

ですから、やはり時代とともに、ニーズは変わりませんが、我々が講じるべき手段というかな、それはやっぱり変わってしかるべきだというふうに思いますし、少しちょっとあまのじゃくの言い方になるかもしれませんが、私は江北町全部「こども110番の家」ということで協力体制を取ったほうがいいというか、もともとそうだったんじゃないかと思うんですけど、というふうには思っております。

いずれにしても、「こども110番の家」の今回の御質問についていえば、せっかくここまで教育委員会も関わっておられますから、教育委員会、また、教育委員会の関係者でぜひしっかり議論していただければというふうに思っております。

以上でございます。

○井上敏文議長

5番三苦君。

○三苦紀美子議員

本当にありがとうございました。嫌なことばかり言いますが、たまにはこういう人もいることも覚悟してください。よろしく願いいたします。共に一体となって町のためにこれからもみんなと一緒に頑張ることをお約束して一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○井上敏文議長

5番三苦紀美子君の一般質問をこれで終わります。

しばらく休憩いたします。再開11時。

午前10時51分 休憩

午前11時 再開

○井上敏文議長

再開いたします。

6番土渕茂勝君の発言を許可いたします。御登壇願います。

○土淵茂勝議員

日本共産党の土淵茂勝でございます。今日は3点ほど質問をいたします。最後まで終わりたいと思いますので、答弁は簡潔に、要点をついた答弁をお願いしたいと思います。

1問目ですけれども、江北町の新たな文化財の指定と支援、発掘物の展示保存を求めるといことで質問をいたします。

まず、1点ですけれども、江戸時代初期に造られた岩見屋の池園は、400年近い歴史を持っていることで貴重な文化財となっております。これまでは所有されていた方が管理と由来の説明をされて、訪れた方に感動を与えておられました。

しかし、現在高齢のために施設に入られ、空き家状態となっております。家族の方が草刈りなどを業者に委託されておりますけれども、鶴をかたどった松は枯れてしまっています。池に放たれていたコイなどもいなくなったようです。貴重な文化財として町の指定をすべきではないかと思っております。また、維持管理費などの支援が必要ではないでしょうか。

ちょっと写真で紹介します。

(パワーポイントを使用)これが元の池の状態です。これが現在こういう形になっております。池の真ん中にこの松があったんですね。これは、鶴をかたどっておりました。これがもう枯れてしまったという状態です。

家族の方も、池園というんですか、池の庭園ですけれども、これについて、町の文化財としての指定をしていただきたいという要望が直接私に寄せられておりますし、町のほうにもそれが届けられていると思っておりますけれども、どういうふうにそれを考えておられるか、お聞きします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。こども教育課長。

○こども教育課長（坂元弘睦）

土淵議員の御質問にお答えしたいと思います。

岩見屋の池園につきましては、江北町教育委員会のほうにも確かに文化財指定をということでお話をいただいた経緯がございます。

ただ、所有者の御家族の方と町内の有志の方々とで県の文化課のほうに相談に行かれて、先日、佐賀県の登録文化財のほうの指定の申請をされたというふうに聞いております。

それから、町のほうの文化財の登録のときも維持管理についてお話があったんですが、町

の指定文化財については今5つございます。指定文化財に登録をしていただいたところには維持管理ということで年間2万2千円の補助金をお渡ししております。そのことに関しては所有者の御家族の方にもお話をしております。

ただし、池の松の剪定ですとか池の清掃あたりの維持管理になってくると先ほど申し上げた金額ではなかなかできないというふうに思いますが、こちらについては私有財産でもあることから、補助、支援というのは難しいというふうに考えておりますし、佐賀県に確認をしたところ、佐賀県のほうでも維持管理については、補助はしていないという状況であるというのを確認させていただいているところでございます。

以上であります。

○井上敏文議長

6番土渕君。

○土渕茂勝議員

今の答弁は、町としてはこれを文化財として指定するという答弁として受け取っていいということですね。

町が今指定されている文化財、手元に資料として渡しております。

1つは、祖子分の面浮立ですね。それから、白木の孔子像、馬頭観音、龍澤寺の座禅石、カンカン石、この5か所ですね、それに対して維持管理補助金2万2千円、年間ですけれども、それを出されているということです。

じゃ、もう一度、まだ町の指定というところまでは今考えていないということですかね。

○井上敏文議長

答弁を求めます。こども教育課長。

○こども教育課長（坂元弘睦）

それでは、再質問にお答えしたいと思います。

先ほど少し申し上げましたが、町のほうにお話は以前ありました。

ただ、現在は佐賀県の登録文化財の指定の申請をされておりますので、町の登録文化財の申請については見送られたということで町としては理解をしております。

以上であります。

○井上敏文議長

6番土渕君。

○土淵茂勝議員

取りあえず、私は町の文化財として指定もいいというふうに思います。それをさらに県のほうでやられている関川家住宅は佐賀県遺産として、佐賀県のまちづくり担当課でこれは補助もされているということで資料にいたしております。

それともう一つは、今、個人の所有だという話ありましたね。

今後の問題ですけれども、家族の方もこの住宅も含めてこの地域を町に移してもいいと、町に譲ってもいいという、そういう意向も語られております。そういう意味で、そういうことも含めて今後検討をお願いしたいと思います。

次に進みたいと思います。

2番目ですけれども、町内にはくど造りのかやぶきの民家が数件残っております。

ちょっと写真で紹介します。

(パワーポイントを使用) 佐賀県特有の歴史的な古民家で、現在もその家で生活されている方もおられます。屋根のふき替えは30年に一度は必要とも言われており、職人の方も少なく維持が大変です。文化財の一つとしてまず位置づけてほしいということと、財政支援が必要な状況もあります。ぜひ検討を求めたいと思います。

ちょっと写真を説明しますので。

(パワーポイントを使用) 町内に観音下に2つ、それと岳に1つ、それと土元1つ、私が確認した分です。ほかにもあると思います。現存しております、そして、観音下の1つを除いて今も生活をされている、非常に私は貴重だというふうに思います。

これが裏から見た、コの字になっています。これがくど造りと。くどというのは古い方は知っておられると思いますけど、台所の御飯を炊く形がこういうふうになっています。

これが正面です。これは同じ家じゃありませんけど、正面はこんな形になっております。

答弁をお願いしたいと思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。こども教育課長。

○こども教育課長(坂元弘睦)

土淵議員の御質問にお答えしたいと思います。

くど造りの古いお宅についてだと思いますが、そちらについても、先ほどの岩見屋の池園と同様、私有財産であることから、なかなか維持管理費については補助をするというのは難

しいというふうに考えますが、そちらのお宅にお住まいの方とか所有者と御家族の方が町の指定文化財のほうへの申請をされたいというふうに思っているのかということについては、教育委員会のほうで現状を確認させていただきたいというふうに思います。

以上であります。

○井上敏文議長

6番土淵君。

○土淵茂勝議員

私が質問している趣旨は、確かに現在生活をされております。ほとんどです。私が言いたいのは、町としてこれを文化財——文化財ですよ、生活もされている、こういう形のもはもう県内でも少なくなりました。補助はどうかということは別として、町の文化財の一つとしてやはり指定をすべきじゃないかと。関川家の住宅も住んでおられますよね。ここもいろんな建設、補修費とか、そういうのが出ていないということですかね。そのことをちょっと答弁は後でお願いしますけれども、まずは私はこういうまだ残っているこの家屋、貴重ですから、町としてやっぱり文化財として指定をしていくと。それにお金を出すかどうかというのは、今現在住んでおられますから、ここに住んでおられる方にはそのことまでは私も聞いてはおりませんし、望んでおられるということもありません。ただ、自分が生きているうちはこれを残したいという状況ですよ。

県内でもこれを文化財として残しているのが多久市です。多久市にあるのは御存じですね。そういう形じゃなくて、今現在ある住宅をそういう形でやっぱり評価していくというのが大事じゃなかろうかということで、くど造りのこの家屋を今回、文化財として町として指定をするということが大事じゃないかということですね。

○井上敏文議長

答弁要りますか。

○土淵茂勝議員（続）

もちろん答弁。

○井上敏文議長

こども教育課長。

○こども教育課長（坂元弘睦）

再質問にお答えしたいと思います。

まず、関川家の住宅の「22世紀に残す佐賀県遺産」については、改修費等が県の補助として出ているというふうに聞いております。

それから、くど造りのお宅についてなんですが、やはり所有者の方と一回お話をさせていただいて現状を確認させていただきたいというふうに思います。

以上であります。

○井上敏文議長

6番土渕君。

○土渕茂勝議員

関川家は補修費は出ているという確認でいいですね。そうならば、これもこの家屋、今住んでおられる方と相談してもらって、それが必要だと、客観的に見れば必要なんですよ。この間も修理されたところもあります。大変お金がかかるということでした。ぜひそういう形で、町でできなかつたら県にも重要な文化財として残してほしいというふうに思います。

次に行きたいと思います。

江北町には、旧石器時代から弥生時代、さらに、戦国・江戸時代にかけての遺跡が存在をいたします。その調査の概要と発掘物の管理保存はどのようになっていますか。貴重な内装品など、大学に保存されているかもお聞きしたいと思います。

少し資料を、本をちょっと紹介しますね。

発掘物というのでこういう、全部3冊にまとめられております。馬場南遺跡、団子前遺跡、それから焼石遺跡、馬場北遺跡、山中遺跡、こんな形で、これは町の所有ですよ。十分そういう資料は残っていますね。こういうことを今聞いております。

いいですか。答弁をお願いします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。こども教育課長。

○こども教育課長（坂元弘睦）

御質問にお答えしたいと思います。

調査につきましては、平成2年から平成9年にかけて調査のほうが行われております。先ほど報告書が3種、土渕議員のほうから見せていただいたんですけど、実際のところは第5種まで発行をしております。

それと、出土遺物については、現在、老人福祉センターの裏の体育倉庫のほうで保管をし

ております。

それから、大学等に研究のために出しているというような出土遺物についてはなかったということで報告を受けております。

以上であります。

○井上敏文議長

6番土淵君。

○土淵茂勝議員

今、倉庫に入れられているという状態ですね。貴重な内装品など、大学には保存されていないということは、全ての保存の資料は町にあるという捉え方でいいんですかね。

○井上敏文議長

答弁を求めます。こども教育課長。

○こども教育課長（坂元弘睦）

御質問にお答えしたいと思います。

全てというか、全て保存ができないので、報告書にもまとめておまして、その中でも整理ができていない分については保存をしているということでございます。

以上であります。

○井上敏文議長

6番土淵君。

○土淵茂勝議員

内装品などについては、先ほど大学などには保存されていないと。そういうものは、町に保存できるものは保存していると。

じゃ、4番目に行きます。

「古きをたずねて新しきを知る」という言葉があります。その発掘物の展示、研究、また、古文書などの保存、解説など、生涯教育や小・中学校の教育などに役立つように図書館を兼ねた郷土資料館を造る考えはないかと、これは町長にお聞きしたいと思います。

私は町長の第1期目に、この資料館の問題、郷土資料館ですね、このことについて質問をしました。そのとき町長は前向きな答弁をされておりますけど、もう過去のことですから記憶にないかもしれませんが、町長の任期は来年の2月までですけれども、立候補も表明されておりますので、これを今後その政策の一部にこういうものを掲げてもらえればというふう

に思っておりますけど、いかがでしょうか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

ちょっと最後の質問からお答えしますと、政策というか公約に入れたらどうかという御質問ですよ。参考にさせていただきます。

1期目のときの御質問に私がもしお答えしたとすれば、多分今ある民俗資料館の現状について問題意識を持っているということを申し上げたんじゃないかなと思います。さっき保存とか保管とかいう言葉がちょっとあまり区別なく使われていますけれども、保管はされていますけれども、今御指摘のように、本当に住民の皆さんに見ていただくようになっているのかというと、そうではないと思っていましたので、多分そういうふうに申し上げたと思います。私もちょっと行きましたけど、民俗資料館という看板は掲げてありますけれども、皆さんが気軽に、そして、分かりやすく見ていただけるような、ちょっとこう言ってはなんぼってん、少しここは倉庫じゃないかというごた状況でありましたものですから、その問題意識を申し上げたんだというふうに思います。その問題意識は残念ながら今も変わっておりません。

今回は新たな御提案ということで図書館を兼ねた民俗資料館ということですがけれども、ぜひそれは教育委員会のほうで答弁をしてもらいたいと思います。

以上でございます。

○井上敏文議長

6番土淵君。

○土淵茂勝議員

この文化財の最後の質問として、これまで文化財ということよりも指定文化財として、祖子分の面浮立というのがあります。各地域にこれに似たようないろんな芸能というのが残っております。それと、その芸能を引き継ぐということが大きな問題に今なっております。小・中学校の生徒、江北はたくさんまだおられますから、そういうのを子供たちにやっぱり引き継いでもらう形で、あるいは映像とか記録でそういうものを残すという形で、こういう浮立とか、そういうものは無形文化財というんでしょうか、こういうものが町内にいっぱいありますから、そういうものを調査して保存したり、あるいは小・中学校でもこれを引き継

いでまらうと、そういう取組をしている町もありますから、そういうことも取り組んでいただきたいというふうに思っております。課長いいですか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。こども教育課長。

○こども教育課長（坂元弘睦）

御質問にお答えしたいと思います。

無形文化財といいますか、江北町ではおくんちとか八朔のときに各地区の神事の地区の方が、浮立とか、あとは女性の方が傘をつけて踊られたりとか、そういうことをされているかと思えます。

このことについても一度、地区のほうの方とどういうふうな取組でなされているかとか、そういう費用はどういうふうになされているかというのをぜひ確認をさせていただきたいと思えますし、映像とかも撮れれば撮って、小学校、中学校のほうでも子供たちに見てもらおうというのは大変貴重な経験だと思いますので、そちらについては教育委員会のほうで考えたいというふうに思えます。

以上です。

○井上敏文議長

6番土淵君。

○土淵茂勝議員

今の問題は、子供たちに見てもらおうというよりも継承をしてもらおうと、そういうことに力を貸してほしいというふうに思えます。今後の問題ですので、そういう形で新しい江北町誌にも載っている部分だと思うんですね。そういうものを映像として残して次に伝えていくという、そういう手だてをこれからしていく必要があるんじゃないかというふうに思えます。

それでは、次の項目に入っていきたいと思えます。

○井上敏文議長

次行ってください。6番土淵君。

○土淵茂勝議員

基幹産業として農業の位置づけを明確に求めますということで質問をいたします。

これは箇条書的に私が書いておりますので、これを私が質問する、思い立ったのはやはり綾町の研修、それが基本にあります。

江北町は農業を基幹産業としております。それだけじゃなくて、有機の里というのを表示しております。それが実際そういうふうになっているかどうかということを含めて幾つかの項目で質問をいたします。

1つは、農業は江北町の基幹産業として位置づけられていると。また、有機の里として、安全・安心な農産物の生産に力を入れてきています。

その原点に立ち戻って、次のような提起をしたいと思います。

1つは、年間の農業生産物をはじめ、農家人口など、毎年状況をホームページに載せてほしいと。これも綾町に行く前に私が綾町の状況を知る上で調べたときにちゃんとそういうことが書かれておりました。参考資料として綾町の資料を提示しますと書いています。これは8日に視察報告の中で皆さんに配っておりますので、ぜひそれを参考にさせていただきたいと。

2つ目は、有機肥料の活用を大きく広げていただきたいと思います。

3つ目に、減農薬の取組に力を入れてくださいと。とりわけ除草剤やネオニコチノイド系の農薬の削減です。ネオニコチノイド農薬の問題点は何かといいますと、洗っても落ちない、長期に残る神経性というのがあって効果は抜群だというふうに思います。カエルとか昆虫がやっぱり死んでいくと。ということは人間にも影響があるということですね。これを制約しているところは、アメリカをはじめ、ヨーロッパ、韓国はこれを全部駄目ということじゃなくて一定の制約をしております。でも、日本は全くそれはされていないと、非常に私は危険だと思います。

4つ目が、学校給食に完全有機の米、野菜を提供する取組に挑戦してくださいと。

以上のことを中心にこの農業問題を取り組んでほしい、町が中心に取り組んでいただきたいというふうに思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。地域振興課長。

○地域振興課長（宮本大樹）

土淵議員の御質問にお答えをいたします。

11月7日、8日で産業厚生常任委員会で宮崎県の綾町を行政視察いただきました。地域振興課の職員も同行させていただいて私もその報告を受けましたので、江北町と綾町の違い、また、綾町から学ぶべきところ、そういったところを踏まえつつ御答弁申し上げたいと思

ます。

まず、ホームページの掲載についてですけれども、宮崎県綾町は国勢調査や農林業センサスなどの統計情報を掲載されております。こういった情報の掲載は町の農業をPRする上でも大変有効でございますし、このことは、綾町に倣って本町のホームページでも掲載していくよう考えていきたいと思っております。

次に、有機肥料の活用、減農薬の取組ということでございますけれども、綾町は昭和63年に自然生態系農業の推進に関する条例を制定するなど、町全体で、化学肥料、農薬などの利用を排除し、自然生態系を生かす農業を実践されております。

江北町と綾町を比較しますと、耕地面積は、江北町が1,055ヘクタール、綾町が684ヘクタール、江北町は、95%が水田、5%が畑、綾町は、45%が水田、55%が畑ということでございます。

江北町につきましては、米、麦、大豆、タマネギなどの露地野菜が農業生産の中心でございますけれども、綾町は、キュウリなどの施設園芸、それから肉用牛、養豚などの畜産も盛んでございます。

綾町につきましては、地理的に九州山地の西側でございます。ホームページ等で見ますと、総面積の80%が森林で占められているということでございます。統計情報から推察しますと、麦などの裏作は行われていないようでございます。ということで、本町で言うところの花祭地区のような二毛作に向かない土地柄なのではないかということで推察がされます。

綾町は、このような地理的に不利な条件を克服するために有機農業を町ぐるみで推進されております。農産物の付加価値を高めて生産額を増やし、自然と共生するまちづくりということで、非常に素晴らしい取組でありますし、敬意を表するところでございますけれども、一方で、江北町の農業は化学肥料や農薬を用いる慣行栽培によって主に行われております。

江北町の水田は日本一美しい水田であるとかつての農業委員会の会長さんに私教えられたことがございますけれども、米と大豆の表作、それから、麦、タマネギの裏作、表裏の二毛作が可能な肥沃な佐賀平野で、効率的、効果的な栽培方法で収量を上げて日本の食料を支えていくと。そういった役割を担って江北町にとっての最適な農業が慣行栽培での営農になっていると思われまます。

江北町有機肥料の活用、減農薬の取組につきましては、農家個々の経営判断の下に行われております。

佐賀県特別栽培農産物、いわゆる、化学肥料、農薬を低減した栽培に取り組まれている農家の方は、江北町内で6農家おられます。

また、これらの農家につきましては、環境保全型農業研究会という組織がつくられておりまして、その中で栽培技術の研さんに努められております。

町といたしましては、こうした組織を支えていくことで、有機肥料の活用、減農薬の取組を推進していきたいと考えております。

もう一つですけれども、学校給食についてでございます。

学校給食の完全有機をとということでございますけれども、まずここで、有機栽培とは何ぞやということをごちゃと申し上げたいと思います。

有機栽培につきましては、2年間の間禁止された農薬、化学肥料の使用を避けて、堆肥などによる土づくりを行った圃場で栽培することでございます。

一方、江北町の取組としては、特別栽培という方法で行っております。これは、農薬化学肥料を慣行の50%以下で栽培をすることでございます。江北ではこの特別栽培の方法で、米、麦、大豆の生産を行っております。

学校給食につきましては、商工会が組織しております学校給食納入組合に加入する事業者が食材の調達をしております。

したがって、完全有機の米、野菜を提供する方法としては、納入業者がほかの市町から有機農産物を調達してくる、こういう方法しかございません。

したがって、もし土渕議員のお考えが町内産の特別栽培の農産物でもよいということでございましたら、環境保全型農業研究会に参加する事業者のほうにつないで、学校給食に取り入れることができないかということはお話し申し上げたいと思います。

以上でございます。

○井上敏文議長

6番土渕君。

○土渕茂勝議員

今の答弁聞いて私は初めて江北町の農業の実態を知ったというふうに思います。やれるんだなということですね。あまりこのお話はこの議会で聞いたことがありません。質問もしていないということもありますけどね。

それで、江北と、それから綾町はもちろん、立地条件が違うことはもう百も承知です。し

かし、綾町でも、いわゆる農薬関係を完全に規制しているわけじゃないんですよね。意識の上で、いわゆる有機栽培はして、農薬も使ったらいかんというやり方はしていませんよね。農薬もなるだけ少なくする、減農薬、そういう方法ですから、完全にとというのは、これは学校給食の問題で、綾町もこれから挑戦する課題です。

私は学校給食の問題で、完全給食とする場合に、例えば野菜類、佐賀県には自然社中というのがありまして、メンバー50人ぐらいですけれども、有機、そして、農薬は使わないと。私はその中に入っているんですけれども、私が作っているのはカボチャなんですけど、そういう一部分でもいいからそこから学校給食の中に入れていくというのができるんじゃないかなというふうに思っております。

それと、江北町は米、麦が中心ですよ、それからあと、タマネギですね。ただ米が、いわゆる生産費に所得が合わないという現象が今起きております。そのことも頭に置く必要があると思うんですけれども。

でも、この間、NHKが日曜日に2回にわたって報道しましたが、1回目は米が危ないということでした。後継者問題があって耕作放棄地が増えていっているという現状です。2回目は畜産でした。いわゆる合理化経営ですよ、たくさんの牛を飼っているところが経営危機に陥っています。これは北海道の話だったですね。そういうことを考えて自然放牧を始めると一つの選択肢が出てきております。そういうふうな形で、私は農業が基幹産業としての江北の位置づけもやっぱり変化していくだろうと、また変化させてほしいと。

もう一つは、江北は確かに広い、白石平野の一部でもありますけれども、中山間地もいっぱいあるんですよ。そこの活用は私はもっと研究をしながら進める必要があるんじゃないかと。

そこで、私たちのメンバーがモリंगाという健康食品——健康食品とは言っていないですけど、お茶みたいな生産をやっておられるところがあるし、私は農業というよりも趣味的に近い形でカボチャを作っております。冬至カボチャがもうすぐ出荷できますけれども、農家の方でもそういったせんじゃ畑という話が昔からありますよね。そういうところにみんなが作ってくれたらある程度学校給食には私は供給できるんじゃないかと、そういうことも考えていただきたいというふうに思います。

次に行きたいと思いますが、それでいいですか。

○井上敏文議長

次行ってください。6番土淵君。

○土淵茂勝議員（続）

教育問題です。義務教育学校について質問をしたいと思います。

この間の義務教育学校の特別委員会でも私が主張を一部しかできなかったんですけど、そのときにいわゆる最初に聞いたのは、義務教育学校のメリットとして中1ギャップをなくせるということについて質問をいたしました。そのとき、その中1ギャップとは何かという認識の一致がないということが分かりました。ただ、私はこれまで6月、それから、9月に質問したときに、資料を示しながらこの問題を質問しております。

中1ギャップというのは、もう一般的にこれまで言われているのは、いわゆるいじめや不登校が中学校1年で突然出てくるような、そういうイメージで中1ギャップというのは言われてきているんですよ。でも、実際は違うということ、これは私が6月議会でこれも質問をしました。だから、この中1ギャップということについては、いじめ、それから、不登校という問題を頭に置いて、そして、義務教育学校にすればそれが解消するような、そういった表示はやっぱり正しくない。だから、そのことについては6月議会で科学的な根拠はないというのは教育長の答弁でした。だから、改めてそのことを求めたいと思います。いわゆるメリットとして表示はしないと。

資料はこれが皆さんのところにあると思います。

これは国立教育政策研究所が出していることで、いじめは中1で急増するののかという、真ん中あたりにありますね。その下に、このいじめが起こるのは、もう小学校の段階がむしろ多いということなんですよ。それがずっと継続して中学校につながっていくと。だから、これは義務教育学校であろうと普通の学校であろうと同じ課題を私は抱えているというふうに思います。

第1問はそういう意味で、江北町での話ですよ。むしろ私は年齢の大きな差がある子供たち、800人を超える子供たちと一緒にすることで新たないじめ、不登校を生み出す懸念も心配されるんじゃないかというふうに思います。このことについて教育長はどのように思っておられるか、答弁を求めます。

○井上敏文議長

答弁を求めます。吉田教育長。

○教育長（吉田 功）

土淵議員の御質問にお答えいたします。

まず、中1ギャップの定義の整理ですけれども、今日また新たに中1ギャップという用語の問題点ということで資料も頂きました。

国の研究機関の発表によると、中1ギャップという言葉が、中1に進級する際にいじめや不登校を急増するよう見えることから使われ始め、今では、小・中学校間の接続問題全般に便利に用いられており、そこには科学的根拠はないということによろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

町で考える中1ギャップというのは、いじめや不登校の増加に焦点を当てているわけではありません。義務教育学校化することでいじめや不登校が解決するものであるという考えもありません。

教育委員会では、中1ギャップというのは、中学校進学時に生じる異なる勉強面、環境面、文化の違いであるとか、人間関係であるというふうに考えております。

具体的には、教科担任制が始まります。学習内容の広がりや高度化、さらには、定期テストが計画をされますし、校則も中学校なりのものが出てくるだろうと思います。新しい人間関係、先生とか上下関係、大きい市町であれば、他校の子供たちなどとの関係性などというものもあるだろうと思います。また、制服も出てくると思います。

このような環境などの変化は必ずあるというふうに思いますので、この変化に起因して子供たちに何らかの問題が発生し得ることは事実であり、不登校やいじめに限らず、その変化、段差を解消するための対処方法や予防策としては、義務教育学校の特性を生かして実施することができるというふうに考えております。

少し長くなりますけれども、具体的には、小・中学校の先生が同じ校舎内であることで安心して相談できるとともに、新しい人間関係の構築に関して負担が減らされると。教職員が1つの組織により子供たちの情報を共有できることで、問題があった場合に円滑な支援につなげることができる。教科担任制を一部、小学校から導入したり、身近で中学生に触れることによって変化の緩和につながるというふうに考えております。

この小学校から中学校への進学する過程での変化に対して中1ギャップという言葉をやや安易に使うべきではないということであれば表現を改めることは考えられると思いますが、小学校から中学校に進学する際の段階を緩やかにできるというような意味では義務教育学校化することで効果があるというふうに考えておりますので、一つのメリットとする考え方は変わ

りありません。

またもう一つ、800人規模になるというところの御心配をいただいているところですが、同規模の先進校では、年齢差のある子供間でのいじめの事案増加については特には発生しているということは聞いておりません。

逆に、全学年1年生から9年生までの遠足、集団下校などの縦割りの活動が上級生の思いやりの気持ちや規範意識を育て、低学年は憧れの気持ちが生まれるという、そういうメリットもありますので、学年の規模も変わらないことから影響は少ないというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○井上敏文議長

6番土渕君。

○土渕茂勝議員

だから、この概念というのを一般的に、そして、これまでも、これは国会でも使われている言葉なんですよ。もう繰り返すようですけども、いじめ、不登校ということが問題になったときにこれが使われたから、その認識はやめてほしいと。先ほど言いましたように、別の言葉で表現してもらえれば、また私も討論もできると思いますから、そういうふうをお願いをしたいと思います。

そこでいじめ、それから、不登校というのが今どうなっているかということで資料を2枚目に出しております。

これは佐賀県が出している資料です。ここに書いておるとおり、小学校で不登校、平成30年度278人、令和4年度669名、3倍近い不登校が起きております。そして中学校、854名が1,341名、2倍まではいきませんが、2倍近くになっております。これはずっと令和元年、令和2年、令和3年と4年まで出されております。そして、最後の資料も出しております。これは、赤旗の日刊紙の資料です。

12月6日に報道されたんですけども、これは県が出している集約、国の資料に基づいて、いわゆる子供の不登校の動き、30万人に占める不登校ということでグラフも書いてあります。急速にこれが伸びているという状況です。

ここでいろいろこの原因について書かれておりますけれども、これは別として、これはまた後で読んでもらったらいと思います。問題というよりも、県に報告されていると思いま

すので、江北町は、平成30年度、それから令和元年、令和2年、そして令和3年、そして令和4年、これにかけての間どのような状況なのか答弁をお願いしたいと思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。こども教育課長。

○こども教育課長（坂元弘睦）

土淵議員の御質問にお答えしたいと思います。

傾向で申し上げたいと思います。平成30年から令和4年にかけて、小学校のほうについては、いじめ、不登校についても増加傾向でございます。

中学校については、平成30年から令和4年にかけてはほぼ同数ということでございます。

以上であります。

○井上敏文議長

6番土淵君。

○土淵茂勝議員

やはり、小学校では増加をしていると。これは何%とか何倍とかというのがあれば教えてほしいんですけど。中学校は同数というのはいい傾向だと私は思うんですよ。今の小・中学校でも十分このいじめ、不登校の問題を解決することが——解決というか、ゼロにすることはできないと思います。でも、解決する努力はできるということを私は確認をしたいと思います。小学校の傾向は何倍とかというのは言えますかね。

○井上敏文議長

答弁を求めます。こども教育課長。

○こども教育課長（坂元弘睦）

それでは、再質問にお答えしたいと思います。

平成30年と令和4年を比較した場合でお答えをしたいと思います。

いじめ件数については約4倍、それから、不登校については約2倍というふうになっております。

以上であります。

○井上敏文議長

6番土淵君。

○土淵茂勝議員

いじめではすごく増えているということですよ。4倍になっていると。この要因とか原因についてはまた今後お聞きしたいと思いますけれども、今回はこれぐらいにして、次に移りたいと思います。

2番、3番は、これは6月議会でも私が質問したこと。中学校の敷地に小学校を建設すると、当然、校庭や小学校の体育館、プールなどのスペースが狭くなるか、できなくなる可能性があります。仮に小中一体型の校舎とした場合は、小学校のグラウンドを利用する必要が出てくるのではないのでしょうか。その検討をすべきではないかと思えますけれども、検討はされていますか。また、一体型として多久中央校の形式も可能かどうか、お聞きします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。学校づくり推進室長。

○学校づくり推進室長兼国スポ推進室長（本村健一郎）

土淵議員の御質問にお答えします。

まず、運動場の使用については、おっしゃるとおり、中学校の運動場面積が減少することから、小学校を使用することも内部では検討をしております。また、限られた面積を有効に生かしていくために、建てる位置や形状などについてもしっかりと検討していく必要があると考えています。また、教育委員会内部では、渡り廊下や歩道橋などの設置事例も研究しているところです。

一体型として渡り廊下で接続する方法も選択肢の一つではあると考えられますが、建物の基本的な方針、または、実際に調査、設計等を踏まえないとできるということはこの場ではお答えできません。

以上です。

○井上敏文議長

土淵議員、あと2分です。

○土淵茂勝議員

すいません、2分しかないから、最後のほうはタブレットには書いてありますので、後で私も見て確認をしたいと思えます。

今の話です。小学校のグラウンドの活用も考えているという確認ですね。

一体型としてという話ですけれども、建設、いわゆるまだ具体的に出ていないから分からないということは当然だと思います。

私は今度の義務教育学校で大事なものは、やっぱりどういう建物を造るかというのは、町の大きな仕事ですよね。それを示さないとイメージが湧かないということで、建設の実態、建設どうするのかと、それを早急に出していただきたいということを強く求めて、質問を終わりたいと思います。

○井上敏文議長

6番土淵茂勝君の一般質問をこれで終わります。

昼食のためしばらく休憩いたします。再開13時30分。

午後0時 休憩

午後1時30分 再開

○井上敏文議長

再開いたします。

7番池田和幸君の発言を許可いたします。御登壇願います。7番池田君。

○池田和幸議員

皆さんこんにちは。7番池田和幸です。今回、初めてのタブレットを使った一般質問ということで、議場の皆さんはタブレットをお持ちですので、私がタブレットと言いましたら、そちらを確認してください。傍聴席の方はこの画面でお願いをしたいと思います。

それでは今回、2問を出しておりますので、まず1問目から行きたいと思います。

これからの財政政策と事業計画は、令和4年度から5年度の一般会計は、町制施行70周年の各種事業と、駅活性化事業、防災行政無線のデジタル化事業等が実施され、予算規模も増大しました。特に、新型コロナウイルス感染症対策事業は、令和2年度から実施され、歳入総額が70億円を超える規模となりました。

このような中、町長は2期目の就任の挨拶で、町制施行100年に向けて、新田園都市を目指し、持続性、多様性、自発性をキーワードとして皆様の御協力を得ながら町政運営に当たってまいりますと述べています。

そこで、質問に入ります。

1つ目、町長がこれまで行われてきた町政運営で、町の財政にどのような影響があったのか、まず伺いたいと思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。小野総務政策課長代理。

○総務政策課長代理（小野政己）

それでは、池田議員の御質問にお答えします。

町長がこれまで行われてきた町政運営で、町の財政にどのような影響があったのかということですが、まず、大きく影響があったところを申し上げますと、やはりふるさと納税寄附額が大幅に増加したことだと思います。就任以来、1期目、具体的に言いますと、平成28年度から令和元年度においては約21億2,000万円の寄附となりました。さらに、2期目においては、令和2年度から令和5年度11月末までの速報値になりますが、約24億7,000万円ということで、就任以降のふるさと納税寄附額の累計は、平成28年度から令和5年度11月までの8年間で約46億円の寄附をいただいているところであります。この財源を活用して実施している事業の主なものは、学校給食費助成や、健康ポイント事業をはじめとした事業に充当しております。平成29年度から令和4年度まで累計すると約6億2,000万円を各種事業へ充当しております。さらには、将来に備えたふるさと応援基金への積立てを行っておりますが、平成28年度から令和4年度までに積立てを行った金額は約16億3,900万円となっております。令和4年度末現在の基金残高は約10億1,900万円となり、就任後の7年間で約10億1,600万円を積み立てることができました。

また、地方債については、平成27年度末の残額が約103億円であったものが、令和4年度末においては93億円まで減少しております。

以上となります。

○井上敏文議長

7番池田君。

○池田和幸議員

分かりました。ふるさと納税に関しては、私たちも議員としても町長と一緒に話をしながら、そして、特に昨年は10億円ということで大台にも乗せましたので、非常に評価ができることだと思っております。

その中で1つ再質問したいと思いますけれども、2期目の4年間はコロナに始まりコロナに終わるようではありますが、コロナがなければもっと違う町政運営ができたのではないかと思います。できたのであれば、来年度からの事業として考えているようなことがあれば伺いたいと思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

池田議員の御質問は、私もちょうど2期目就任直後に佐賀県内初の陽性者が出ましたし、この4年間のうちほとんどはコロナと向き合う4年間だったなというふうに思っております。

その中で、池田議員からはそのコロナがなかりせばできたこと、要はコロナでできなかったことと、コロナでできたことということで御質問だと思います。

概していうと、私はコロナだったからできたことがかなりあったんじゃないかなというふうに実は思っています。それは今議会の冒頭で申し上げましたように、コロナ対策ということで国からも多額の交付金を受けまして、これはあくまでも交付金なものですから、その使い方というのは自治体でまちまちでありました。そういう中で、先ほどあったように、議会の皆様方にも御理解をいただきながら、江北町らしい交付金の使い方ができたんじゃないかなというふうに思っておりますし、ちょうど70周年も重なりましたものですから、なかなかこれまで漫然というといけませんけれども、以前から続けてきたいろんな事業とか行事も含めてですけれども、そうしたものを、ある意味コロナをきっかけに見直すことができたんじゃないかなというふうに思います。

時代というのは不連続に少しずつしか変わっていかないものですが、例えば、災害であるとか、戦争であるとか、そして、今回のような、言ってみれば疫病、こういうやはり我々人間社会に大きく影響するような出来事のときには世の中というのは不連続に変わっていくものだという、私は認識しております。そういう意味では、なかなか問題意識はありつつも見直しができなかったものについて新型コロナをきっかけに見直すことができたんじゃないかなというふうに思います。

ただ一方で、例えば、新型コロナで人の往来がというかな、少なかったがために、例えば江北町として取り組みたかったパークアンドライド事業とか、こうしたものはどうしても通勤そのものが少なくなったりしましたので、どうしてもやっぱりコロナ禍の中ではできなかったという、その各事業でいえば幾つかはありますけれども、私はどちらかというとな財政的なことだけではなくて、いろんな知恵を出すとか、また、いろんな見直しをするという意味では、コロナをきっかけに様々なことができたんじゃないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○井上敏文議長

7番池田君。

○池田和幸議員

分かりました。ただ、後でまた聞きたいと思いますけど、来年度からの新しい事業を考えればということはちょっと今のところに、町長にちょっとした考えは言われなかったのも、また後で聞きます。

それでは、ちょっとモニターでお願いします。議員の方はタブレットを見てください。

(パワーポイントを使用)これが今先ほど町長が言われましたコロナでできたこと。まず最初に、感染拡大のための取組は、これは令和3年度をちょっと例に出しております。いろいろありますけれども、駅北口トイレ洋式化事業、こういうのにもコロナに対しての事業が使われております。それから、地域の元気を取り戻す取組及び住民生活支援という形で、元気復活応援金あたりをコロナ対策金から使用して行っております。もちろんクーポン券事業も一緒です。

それから3つ目に、子供たちを守る取組・支援ということで、小学校の洋式トイレ新設、これだけでもやはり4,200万円ですかね、かかっております。こういう中で、いろいろな形で学校教育のほうの支援をたくさんしております。

最後に、非常時に対応した行政機能の強化ということで、これは保健センターのエアコン等の更新等が挙げられています。3月の補正で出されてはいたけれども、交付金額が3月で1億3,700万円の充当額として使われていますので、私もその辺をほかの町もいろいろ見ましたけれども、うちの町は、やっぱり使えるものにしっかり使っているなというのは思いました。その辺は、町長が言われている、その場に合った事業をちゃんとされているなということでは確認をしております。戻してください。

それでは、続けて質問します。

2つ目、新型コロナウイルス感染症対策事業は、来年度は縮小されるのではないかと考えられますが、国からの打診はどうなっていますか。

3つ目、ウイズコロナに向けた政策はどのように考えていますか、お願いします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。小野総務政策課長代理。

○総務政策課長代理（小野政己）

質問にお答えいたしたいと思います。

まず1点目、交付金の今後の見通しということの質問だと思いますが、令和5年度においても新型コロナウイルス感染対応地方創生臨時交付金という名称には変わりありませんけれども、その用途につきましては、低所得者支援や、電力、ガス、食料品等の価格高騰に伴う支援に限られております。次年度以降、交付金自体がどうなるかはまだ分かりませんが、今年度同様、通常のコロナ対策の支援ではなく、価格高騰に対する支援が継続されるものではないかと考えております。

2点目になりますけれども、ウイズコロナに向けての取組ということだと思いますけれども、日本においては本年5月8日に新型コロナウイルスの感染法上の位置づけが季節性インフルエンザと同じ5類に移行されました。これに伴い、毎日行われてきた新規感染者数の発表がインフルエンザと同じ定点観測の週1回へと変わり、マスク着用についても個人の判断が基本となりました。

しかしながら、現時点においてもコロナウイルスに感染するリスクはあり、マスクを着用する方も多いなど、5類へ移行したとしてもアフターコロナと言える状況ではないと思っております。いまだウイズコロナとして各種事業に取り組むことが重要と捉えております。今後は、コロナ禍において実施方法を見直した事業、町民スポーツ大会、ことぶきスポーツ大会、老人福祉大会、成人式など、見直し後の在り方が新しい標準となっていくものと考えております。

また、コロナ禍において開始したコンビニ交付、窓口マルチコピー機導入等の住民サービスの向上、ウェブ会議室など、職員の勤務環境の整備など、様々な分野でこれまでの事業が見直され、より効率的なっていくものと考えております。また、今後の温暖化による環境の変化により、いつ新たな感染症が発生するか分からない状況だと思います。そうしたことも考えながら、今後の変化に対応すべく、ウイズコロナという意識を持って、各種政策を考えていかなければいけないと考えております。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

今、小野課長代理が答弁したとおりであります。新型コロナの発生によって、何というのかな、事業を余儀なくされた事業もあります。さっきの感染防止対策とかが一つ、せざる

を得なかった事業。それともう一つは、やはりコロナをきっかけに行った事業というのもあります。これは事業というか、先ほども少しありました、この後も御質問いただくとお思いますけど、いろんなきっかけにというかな、イベントや事業の見直しというのが一つあると思います。

それと、コロナだからこそできたものもあるんじゃないかというふうに思っていて、先ほどのコンビニ交付なんかは、何もなければ多額の、何というかな、予算が要るわけですが、そうした交付金を活用したことで、早期に実現ができたというふうに思っておりますし、あとふるさと便ということで江北町出身者の皆さん方に江北町の物資をお送りさせていただくような、言ってみれば、関係人口構築に寄与するような事業なんていうのは、やはりコロナがあったからこそ発想できた事業だったんじゃないかなというふうに思っております。

それと、これからのコロナ交付金の見込みということですが、先ほどあったように、今はもうコロナ対策というよりは、その物価高騰対策というふうに看板は変わっておりませんが、中身は大分変わっております。これからもしっかり町としては有効に活用していきたいと思っておりますが、来年度以降ということになれば、なかなか国の交付金の見込みというのははっきりしておりませんし、もしかするとないのではないかなというような気もちょっとしております。幸いこれまでの江北町の交付金の活用の仕方として、これから定期的に必要なものの財源にはちょっと充てていないもんですから、さっきあったように渡りに船といいましょうか、せっかくだったらやったほうがいい、やらんばいかんものに充てましたので、仮にこれでコロナ交付金があるにこしたことはないですけども、なくなったから始めた事業ができなくなるということはないというふうには思っております。

以上でございます。

○井上敏文議長

7番池田君。

○池田和幸議員

ありがとうございます。さっき課長代理のほうから各種事業に対して廃止していた事業を見直していくというようなことを言われたので、この後、そのことを幾つか聞こうと思っておりますので、その辺はまた後で聞きたいと思っております。

違った意味で、財政のほうから再質問したいと思います。

令和5年度から9年度までの中期財政計画では、予算規模は約60億から65億円前後で推移する見込みであると言われております。ただし、これはふるさと納税を10億円と見込んでの規模ということで説明がありました。実質公債比率は今年度から大型事業で発行した過疎債の償還が始まるので、上昇しています。このような状況の中、どのようなことに注意を払って財政運営をしていかれるのか、伺いたいと思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

御存じのとおり我が町は過疎地域の指定を受けております。過疎地域の指定を受けていることで、いわゆる過疎債というほかにはない有利な財源を活用することができておりますし、これまで言ってみれば、過疎頼み過疎頼りの――過疎頼りというところとちょっといかんですね、過疎を活用した財政運営がなされてきておりますし、私もそうさせていただいておったところですよ。

ただ、やはり何というかな、新しい法律ができて、何とか今回は江北町は過疎地域に、不思議ですけどね、過疎になって喜ぶというのもちょっと違うんですけども、そういう財源を活用できるという意味では過疎地域の指定を引き続き受けることができておりますが、恐らく次の法延長というか、改正があれば、江北町は残念ながら人口が維持できているものですよ。外れるのではないかなというふうに思っておりますし、多分これは先ほどあったような、こういうコロナの交付金みたいなものも、言ってみれば一時的な財政支援というものも今のところ見込みがありません。やはり私は新たな日常ベースの財政規模とか、日常ベースの事業とかというものをやはり早くつくり出すことが大事だなと思います。もちろんいろんな浮き沈みというのはあると思いますけれども、やはりそういう標準系という言い方はちょっと違うかもしれませんが、やはりそういうものを模索して、早めにそうしたある意味モデルといいたいでしょうか、町制100年までのモデルをつくる必要があるというふうに思います。

それと、先ほど中期財政計画のお話がありました。これまでふるさと納税は5億円で見込んでおりましたが、昨年度10億円を達成したものですから、直近の中期財政計画では、ふるさと納税が10億円という前提で今計画を立てておりますが、なかなか今ふるさと納税かいよいよいいのでしょうか、もう不透明感が大変増しております。そういう意味では、来年度の中

期財政計画というかローリングをするときに、果たして10億円のままを前提にしているのかどうかというのは検証する必要があるというふうに思いますし、少なくとも今年度のふるさと納税の実績を見て、そこは判断をする必要があると思っております。

以上でございます。

○井上敏文議長

7番池田君。

○池田和幸議員

それでは、続けていきたいと思えます。

令和2年度より新型コロナウイルス感染症の影響で、廃止または縮小になっていた各種のイベントや事業も今年度は通常の形に戻りつつあります。

令和3年度、町民体育大会として171万5千円の予算が組まれていましたが、新型コロナウイルス感染症のため中止となりました。令和4年度は、令和3年度と同じ予算が組まれていましたが、大会の内容等の縮小の開催となりました。令和5年度は144万3千円で、前年度から減額され、内容等も改善はされましたが、残念ながら雨のため中止となりました。

ここですみません、もう一度モニターをお願いします。

(パワーポイントを使用)これが第50回記念大会のちょっと前の写真です。なぜこれを選んだかといいますと、皆さんたくさん区の方が載っているんですよ。このとき総合優勝大西区、区対抗が下分区が優勝しています。

こういう形で、これを見ると、たしか参加人数はちょっと書いてなかったのでも分かりませんでしたけど、かなりの方が全町から集まって、区代表、それから区の選手として出てあります。こういう形で非常に懐かしい写真でありました。こっちのほうは、区対抗リレーのほうも載っております。

次に、ちょっとこの下のほうに若干ですけれども——これはちょっと、ここだけですけど、ことぶきスポーツ大会、これも今廃止になっていますので、これも10月1日に毎年、全天候で行われていました。戻してください。

そこで、質問に入ります。

1つ目、大会の内容等は、検討委員会、実行委員会で決められていると思いますが、以前の町民体育会から現在のスポーツ大会に変わった理由は何でしょうか。ちょっともう1個続けていきます。

2つ目、以前の町民体育大会は、種目によってはなかなか出場選手は見つからない等の各区の体育部長の苦勞を聞きます。しかし、区によっては、区対抗による区の団結感のメリットや、区民の年代を超えた触れ合いも必要ではないかなどの町民の声を聞きますが、いかがですか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

2期8年中、2回しか町民スポーツ大会ができていない私が答えていいかどうかは自信がありませんけれども、結果的にできなかったですけども、我々なりに考えを持って当然開催をするものと思って準備をしておりましたし、特に今年度できなかったのは本当に悔しかったです。やっぱり昨年度一定の見直しをして、さらにその上で、今回、修正といいましょうか、したもんですからですね。なぜかその日だけ雨と、本当に残念でございました。

今御質問いただいた町民スポーツ大会については令和4年度の町民スポーツ大会から大分模様替えをしたわけでありまして。先ほどコロナでせざるを得なかった、またきっかけにした、また、だからこそできたということであれば、真ん中の、やっぱりこの新型コロナをきっかけに事業の見直しをさせていただいたと思っております。

というのが、なかなか町民体育大会等ということについては、いつも言う都市化と過疎化ということがベースにはやはり影響しているんじゃないかなというふうに思います。もちろん多くの方はお越しいただきますけれども、例えば新興住宅の多い区と、もう今は過疎化が、それこそ区でいけば大分、高齢化が進んだ区と、同じ区として、要は町内の中でも区の大きさが大分こうばらばらになったときに、区対抗ということが本当に、ある意味イコールコンディションなのかというようなことも一つありましたし、やはり町外から移り住んでいただいた方は、町民体育大会、何ですか、それというぐらい、実は関心もなく来たことも1回もないという方もおられました。

そういう中で、なかなか先ほどあったように、種目によってはちょっと半ば強制的とは言いませんけどね、もう各区ではその選手を選ぶのに苦勞して、町民体育大会そのものがもう何か恨めしく思うような方もいらっしゃるというふうに聞いておりましたもんですから、ちょうど70周年でもありましたので、もっと今の江北町を見たときに、町民の皆さんがある意味自由というか、いろんな関わり方でスポーツにいそしんでもらうような行事にできな

いかということで、令和4年度から町民スポーツ大会という形にして、一部残しましたが、基本的には区対抗という形はなくなりました。ということで開催をさせていただきました。

ただ、先ほど池田議員が御指摘ありましたけれども、中にはやはり昔ながらのというか、区対抗の種目をお楽しみにされて、これでやはり区の団結が強くなったという方もおられたもんですから、今年度はその区対抗の種目を増やして、ちょっと言ってみれば、そのバランスを取って開催をするようにしていたもんですから、昨年度よりもさらに魅力的なといましようか、町民の皆さん、いろんな方に関わりやすい町民スポーツ大会ということで、見直して開催をする予定にしておりましたが、先ほど申し上げましたように、残念なことに雨で中止ということになりました。

ただ、やはりこれもコロナをきっかけに、今にふさわしい、過去のことを否定しているわけじゃないんです。過去は、今御紹介いただいたような形が町のありようだったというふうに思いますけれども、やはり今の町のありようを見たときの新しい大会ということで開催の予定をしていたもんですから、来年度はこれをベースにですね、せっかくですので、これにまたいろいろ検証をしてみた上で、さらに充実した町民スポーツ大会にしていきたいと思っております。

以上でございます。

○井上敏文議長

7番池田君。

○池田和幸議員

それでは、続けていきます。

3つ目、今まで屋外での大会でした。屋外では天候に左右されます。屋内でのスポーツ大会の変更の考えはありませんか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

もともと10月10日という体育の日は祝日で、言ってみれば固定されていたんですよね。ちなみに、私誕生日なんですけど。もともと何というのかな、晴れの特異日ということで、一番晴れの確率が高いので、体育の日になっていたはずなんです。ところが今御存じのとおり、体育の日そのものも、10月の第2月曜日ですか、ということでずれるんですよね。ですから、

必ずしも天気のいい日に体育の日になってないということもありますので、せっかく準備していたのに雨で全部中止というのもやっぱりもったいないなというふうに思います。

昨年度も実は体力測定会みたいなやつは、体育館でやったりしたんですよね。ですから、雨を想定した開催ということは考えてしかるべきだと思いますが、ただ、せっかくなので、最初から屋内ですという前提じゃなくて、雨の場合はこういう形でしますという、両にらみといいでしょうか、のほうがいいのではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○井上敏文議長

7番池田君。

○池田和幸議員

私も今、町長言われた、最初から屋内でしたらということじゃなくて、せっかく予算をつけてやっているんだったら、屋内で切り替えてできるような種目も考えてもいいんじゃないかなと。なぜかといいますと、よく今うちのほうはミニバスケットも強くなっています。それから、バレーも一生懸命されています。野球、それからゴルフもですね。ゴルフは雨の日でもできますけれども、そういう形で非常にスポーツに力が入っているところなので、できれば来年以降、今日は最後に聞こうと思っておりますが、町民体育大会の在り方を――町民スポーツ大会ですか、その辺をちょっと最後に、今聞きますけれども、どういうふうに来年度は、町長の任期が2月までですので、それまでのあれですけど、自分の今の思っている考えで結構ですので、町民体育大会の件について最後に一つお願いします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

繰り返しになるかもしれませんが、今年度を予定していた町民スポーツ大会の形をベースに、せっかくですから、来年度はさらに検証を行い、充実をさせていきたいというふうに思いますし、もう一つは、やっぱり雨を想定して、その場合の代替の事業といいでしょうか、やはりそういうものは想定をしたいと思います。

来年はいよいよ国スポ2024ということで、江北町は女子ソフトボールの大会を近隣の市町と一緒に開催をさせていただくようになります。今年度はそのリハーサル大会ということで、太良町で女子ソフトの運営にも我々江北町から大挙して行って運営をさせていただきました

けれども、御存じのとおり、これがもう雨に見舞われて、大会予定ももうぼろぼろ、結果的に最終的にはもう決勝戦まで行われなくて終わってしまいました。というのはやっぱり選手の次の日程もあったりするもんだからですね。

私、あえて雨だったので行って見たんですよ。白石会場にも行って見ました。そしたら、もう残念ながら試合がないと閑古鳥。でも、せっかくここまで準備したのに雨で何もないというよりは、せっかくイベントじゃないですけど、大会はできないかもしれませんが、我々ではなく競技団体で決められるからですね。そうしないと、町民の皆さんにも御協力いただいて出店を出したりいろいろしているわけです。それがもう天気という、私たちではどうしようもない要素で全く無駄になるというよりは、何かそういう雨だったらこんなことはできるよねということをやったらいいんじゃないかなと思います。

先日GM21、知事をはじめ20人の首長の中でも国スポの話があって、結構盛り上がっているんですよ。何か中にはナイターみたいなのをやったらいいんじゃないかとか、そんな意見もありましたけど、やはり屋外の競技を受け持つ我々としては、夜云々ということの前に、やっぱり雨でも、何かな、せっかく来てはおられるわけですよ。試合はできなくてもというか、何かせっかく、何というかな、国スポを予定されているわけですから、雨対策というか、雨の場合の代替みたいなことはやはり考えたほうがいいんじゃないかということで発言させていただきましたし、先ほどの町民スポーツ大会と同じで、そうした何というのかな、可能性も含めてやはり準備をしていく必要があると思っています。

以上です。

○井上敏文議長

7番池田君。

○池田和幸議員

そしたら、次の質問に入ります。

文化発表会について伺います。

現在、町主催による文化発表会は行われていません。文化協会による発表会が11月に開催されています。

そこで、質問に入ります。

1つ目、各区には文化継承が行われているところや、歴史的な伝統芸能を引き継いでおられるところがあると聞きます。町で文化芸能を取り入れた発表会等を行う考えはありません

か。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

不肖私、江北町文化協会の会長も務めさせていただいております。

もともと江北町の文化協会は田中前町長が江北町、スポーツの町だけではなくて、やはり文化の花を咲かせたいということで肝煎りで、何というのかな、結成をされたというふうに聞いておりますし、私もそれを引き継がさせていただき、文化協会と関わらせていただいているということでもあります。

文化協会そのものはいろいろ、それこそ池田議員もよく御存じのとおり、会員の高齢化であるとか、なかなかその担い手不足とか、後継者不足ということで、という課題を抱えておりますけれども、それでも最近は新しい団体に入っていたり、若い人が参加していただいたりして、よかったなというふうに思いますが、今の御質問は文化協会の会員だけではなくて、それ以外の、もっと広げて、例えば伝統芸能みたいなことも含めて、やはり町民の皆さんが、そうした文化活動の発表とか、そういう伝統芸能の披露とか、する場があったほうがいいんじゃないかということですよね。（「町主催のね」と呼ぶ者あり）ということですよね。

まあ、町主催かどうかは別として、そうした場はあったほうがいいのかというふうに思います。ただ、やはり文化協会の皆さん方としてしてみればですよ、せっかく文化協会に入っていて自分たちの場があるのが、広くなることで自分たちの発表の場が少なくなるのは、そんなけちなことを思われる方はいらっしゃらないと思いますので、ぜひそこは文化協会、ただ、文化協会の発表会はここであって、それ以外のとはまた別にといいよりは、やはり今おっしゃったように、町全体でそういう披露の場というのはないのかというのは、これはやはり検討に値するというふうに思っております。

以上でございます。

○井上敏文議長

7番池田君。

○池田和幸議員

すみません、モニターをお願いします。

(パワーポイントを使用) 今、上げているのが、これが老人福祉大会がなくなりまして、それで、コロナの影響ですけれども、敬老事業補助金という形で各区に今代替でやっている事業であります。簡単に言いまして、75歳以上の方に1人1千円という枠で補助金を出しましてやっています。今年でもう3回目やったのですかね、だったと思います。戻してください。

最後の質問ですけれども、現在、老人福祉大会が中止となり、金婚式等で敬老者が集う会もありません。文化発表会との共同開催を企画して、町民融和の行事を行うことはいかがでしょうか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長(山田恭輔)

先ほど御紹介しましたが、私も江北町の文化協会の会長を引き継がさせていただきました、いろいろお話を聞く中で、なかなか発表会してもやっぱりお客さんが来ないということをおかれていたんですよ。そういう中で、御存じだと思いますけれども、それだったらということじゃないですけれども、一つのアイデアとして、せっかく同じぐらいの時期に老人福祉大会があって600名を超える高齢者の方たちが来られるわけだから、それと文化協会の発表会を一緒にしたら、お客さんそこにおられるからいいんじゃないかということで、何年したのですかね、2年か3年ぐらい、その形でやらせていただきました。そのときは確かにもうここはもともと老人福祉大会として高齢者の方たちが来られているわけですから、そのまま引き続き文化協会の発表会をするということで、途中で帰られる方はおられましたけれども、かなりの人数の方に見ていただきました。

ところが、私はもうこのままでもいいかなと思ってはいたんですけど、老人福祉大会の中止ということの前に、多分文化協会のほうから老人福祉大会と一緒にしないほうがいいというようなお声があったんじゃないかなというふうに思いますし、結果的に、その後コロナにもなりましたし、一緒にするというにはなりませんので、またわざわざ文化協会と一緒にするために老人福祉大会を復活させるということではなくて、せっかくそうやって、恐らく町民の皆さんが集う、そして披露をしたり、さっきあったような発表したりする場というのは何かないのかという御質問じゃないかなというふうに思います。ですから、それは文化協会と老人福祉大会ということじゃなくて、先ほどの町民スポーツ大会とか、先日は祭りもありましたし、そういうことも含めて、先ほど言ったように検討に値すると思って

おります。

以上でございます。

○井上敏文議長

7番池田君。

○池田和幸議員

私がちょっと書き方が悪かったか分かりませんが、町の文化協会主催の分と一緒にという形じゃなくて、先ほど言いましたとおり、町で行う文化発表会はいかがですかというのに対して、福祉大会も一緒にされたらという意味でここに書いておりました。今の町長の発言で分かりました。その辺はいろんな芸能を持ってある方、先日、土元区の文化祭に行ってきました。非常にやっぱり区で文化祭をされるというのはなかなかないんだなと思いつつ感心をして非常にいいことだと感じましたので、そういうこともありまして、今回こういう質問をさせていただきました。

そしたら、時間がないので、2間に行きたいと思います。

○井上敏文議長

次、行ってください。7番池田君。

○池田和幸議員

2問目、地域おこし協力隊の導入は、地域おこし協力隊とは、過疎や高齢化の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に受入れ、地域協力活動を行ってもらい、その定住・定着を図ることで、地域での生活や地域社会貢献に意欲のある都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持、強化を図っていくことを目的とした制度であります。また、総務省の説明では、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、地域ブランドや地域地場産品の開発、販売、PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民支援など、地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組です。隊員は各自治体の委嘱を受け、任期はおおむね1年から3年です。

我が町では、平成25年から協力隊を採用した実績があります。平成28年まで延べ5の方に地域おこしに尽力をいただきました。

そこで、質問に入ります。

1つ目、我が町が最後に地域おこし協力隊を採用したときと現在の制度等の違いがありますか。

2つ目、地域おこし協力隊に伴う財政措置は各自治体に対して優遇されているのでしょうか、お願いします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。小野総務政策課長代理。

○総務政策課長代理（小野政己）

池田議員の御質問にお答えします。

1点目、江北町で前回採用したときと現在の制度の違いということですが、江北町で採用していたときと現在では、制度上に大きな違いはありません。地域おこし協力隊に要する経費について特別交付税措置の上限額の引上げや対象経費のメニューが拡充されています。例えば、隊員の募集等に要する経費について200万円から300万円へ、隊員の活動経費について400万円から480万円に上限額がアップしております。

2点目についてですが、地域おこし協力隊推進要綱に基づき、地域おこし協力隊に取り組む自治体に対しては、特別交付税措置が講じられております。

以上になります。

○井上敏文議長

7番池田君。

○池田和幸議員

モニターをお願いします。

（パワーポイントを使用）これがネットにも載っていますので、見てもらいたいと思えますけど、地域おこし協力隊についてという形で、令和4年度の隊員は前年度から432名増の6,447人となっております。これはインターン参加者を含めた合計数が6,813人となっております。

新しくできたのは地域おこし協力隊インターンといいまして、これが令和8年度までに現役隊員数を1万人とする目標の達成に向けた、応募者数の増加を目的に創設されました。期間は2週間から3週間、移住要件がなし。それから、活動期間はおおむね1年から3年以下で、総務省の支援は隊員1人当たり480万円が上限で、5年度予算は総務省で2億1,000万円をつけてあります。先ほど説明したけれども、令和4年度は6,447人となっております。それから、これは募集等に要する経費は一応300万円を1人当たり出すようになっています。それから、下のほうに書いていますけれども、地域おこし協力隊の経費100万円がまた別に

あります。

以上のことから、先ほど課長代理のほうから言われたとおり、少し緩和になって、やはり国としても地域おこし協力隊に力を入れているというのが伺えます。戻してください。

それでは3つ目、我が町のために地域おこしを行いたいという方が現れた場合、どのような対応を取られるのか、伺いたいと思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

どうぞどうぞぜひよろしく願いいたします。一緒に頑張りましょうと、ぜひ言いたいと思います。

先ほどのイベントの話にも関わりますけれども、今年は去る11月23日にビッキーふれあいの日ということで開催がなされました。御存じのとおり、これまではビッキーふれあい祭りということで、もちろん町内の各種団体にも御協力はいただいた形で、それこそ実行委員会はつくりましますけど、基本的にやっぱり町主導のイベントでありましたが、おかげさまで今、町内にはいろんな活動をしていただいているグループ、団体がたくさんありますし、こう言っちゃなんですけども、町からいろいろ言われじでもというか、やっぱり自分たちの活動としていろんなことをやっていただいています。

それであるならば、町としてすべきは、やはりそれをうまくつなぐとか、やっぱり調整するとか、外に発信するとか、そういうことが、先ほどのコロナの話とも関連しますが、これからの町のあるべきスタンスじゃないのかなということで、今回は、特にその江北町で何か祭りをやったわけじゃなくて、各グループ、団体を、いろいろ調整を大変だったと思います。ネイブルの20周年も9月に予定していたのを11月に調整してもらったり、JR九州のウォーキングもその日に合わせてやってもらうように働きかけたり、もちろんそういうことが我々が本当にやるべきことで、本当に江北町の今の、言ってみれば、力をアピールできたのが11月23日のビッキーふれあいの日だったんじゃないかなというふうに思います。

県内のある首長さんからこう言われたことがあります。山田町長、江北町はよかねとやけん、そうでしょうと、ところで何がよかとですかと言ったら、江北町はそうやって民間にいろんな事業や活動をしてある方がたくさんおられて羨ましいと、やっぱり自分のところはなかなかもう人口も減ってきて、まさに過疎ですよ、そういう力がないので、やっぱり何か

あるぎ役場がせんばいかんもんねと、こういうことを言われたんですよ。それこそが今の江北町の現状だというふうに思いますし、本当にありがたいことだというふうに思います。

実際、またそれに呼応して、町外から江北町で地域おこしをやりたいという方が来ていただくのは大変ありがたいというふうに思いますし、また、そういう方に何かサポートができればなという思いでおります。実際、例えば、もちろん名前は言いませんけれども、町内でそれで起業をされて、わざわざよそから引っ越して、特に我々何も支援をしたりしていることもありませんし、もちろん部分的にはいろんな関わりは持つておられますけれども、やっぱりそういう方たちがたくさんおられるわけです。だから、やっぱり町の中で、元気に活動している方と、それに呼応して、そして町外から来ていただいている方がまたさらにそれを盛り上げていくと。それを我々役所がうまくつなげるというのがこれからの姿なんじゃないかなというふうに思うもんですから、もし江北町で地域おこしをやりたいという方がおられれば心から歓迎をいたしますし、ぜひ一緒にいろんなことができればなと思います。

ですが、地域おこし協力隊員になりたいと言ってこられるというのはちょっとまた違うんじゃないかなというふうに思うんですよ。さっき言ったように、過疎が進んだり、高齢化が進んだり、なかなかその区域内だけでは知恵やエネルギーやというものが、残念ながらなくなりつつあるところは、だから、御紹介あったように過疎の町でと。うちも過疎ではあるんですけどね。というところにはやはりこういう地域おこし協力隊というのも一定有効なんだろうとは思いますが、私どもの江北町で最後に採用したのが、平成26年度が最後なんです。私、28年度からお世話になっていますけれども、少なくともわざわざこういう制度を利用して地域おこし協力隊を町として募集して、そして地域おこし協力隊員としていただくんばいかんというような状況に幸い江北町はないというふうに思っています。

先ほど財政支援の話がありましたけれども、大分この地域おこし協力隊も知名度が上がってきて、私は以前、実は前の市のとときに担当していたんですよ。そうすると、中には地域おこし協力隊員ば使って自分のところの人材を得たいという団体とかグループも正直言うとあられるんですけど、さっきあったように、これは特別交付税措置されるといってもどのぐらいそれが我々町に補填されているのか正直分からないんです。ということは当然、町として公金を支払って地域おこし協力隊ということで位置づけばせんばらん以上は、どこか特定の団体、どこか特定のグループのためにということで地域おこし協力隊を入れるということとはなかなか制度上難しいなというふうに思います。やっぱり興味のあること、今は社会貢

献とか、いろんな言い方がありますがけれども、やはり事業性ということがとても大事だと思うんですよ。ただ、そのためには自ら収入を確保するということが本当は持続的な、自らの事業を継続していくためには必要なんですけど、その事業性というところは置いて、町の地域おこし協力隊のあるけんが、あいつば使うてというような発想は、私はちょっと違うんじゃないかなというふうに思います。

繰り返し言いますが、ぜひ江北町で地域おこしをやりたいという方がおられれば心から歓迎を申し上げますし、いろんなそういう意味では、サポートとか連携とかということでは最大限やらせていただきたいと思います。

以上でございます。

○井上敏文議長

7番池田君。

○池田和幸議員

町長の答弁はよく分かりました。ただ、私のほうで今回質問したのも、江北町出身の方で私の知っている方がいらっしやいまして、たまたま空き家の現状とかを見て、できればそういうあたりで、町長は今言いましたけれども、地域おこし協力隊としてという形では言われていました。その辺の回答に関しては今町長が言われましたので、あえて聞きませんけれども、そうやって町のために、今、空き家が多い状態の中で考えて、そういう発言をされている方がいらっしやいます。そういう方はぜひ協力隊としてだけではなくて、いろんな形で応援はしていただきたいと私も思いますので、その辺は町としても何かそういう打診をもっとしていただきたいと思いますけれども、最後にいかがでしょうか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

先ほどお答えした以上ではないんですけれども、実際、例えば退職をきっかけにとか、子供さんが小学校に上がるのをきっかけにとか、いろんなことをそれこそきっかけに江北町に帰ってきていただいている方がたくさんおられて、やはりそういう方たちはなかなか、ずっと町にいては分からないような情報とかノウハウとかを持って帰ってきていただいております。しかも、そういうふるさとで何か活動したいという方は大変ありがたいというふうに思いますので、ぜひうちは地域振興課もありますから、例えば、こういうことをしたいだけ

れども、何か同じようなことやっている方いませんかとか、そういうことの情報提供もできると思いますから、そこはもうぜひ歓迎をしたいと思います。

以上でございます。

○井上敏文議長

7番池田君。

○池田和幸議員

分かりました。

それでは、一般質問を終わりたいと思います。

○井上敏文議長

7番池田和幸君の一般質問をこれで終わります。

しばらく休憩いたします。再開14時30分。

午後2時22分 休憩

午後2時30分 再開

○井上敏文議長

再開いたします。

8番西原好文君の発言を許可いたします。御登壇願います。

○西原好文議員

8番西原好文、通告に従って、2問について質問していきたいと思っております。

内容的にいろんな資料を準備しておりますので、執行部の答弁も簡潔にお願いしたいと思います。

1問目、再度問う江北町総合排水計画と町の取組についてです。

私は、本年6月議会において、町の総合排水計画と排水対策協議会について質問をいたしました。その後、大雨や台風シーズンも終わり、今回2度目の各水系ごとに排水対策連絡会が11月6日、惣領分水系、11月13日、古川水系、11月16日、佐留志水系、11月20日には畑川水系の4水系の排水対策連絡会が開催されております。

今回も残念なことに、佐留志水系の会議には出席できませんでしたが、各水系ごとにいろんな質問も出されていたようです。

例えば、惣領分水系では、管理者不明の施設の問題や羽佐間水系ゲートの修理問題、小城市永田地区からの水問題、5号水路末端の板堰問題、集落排水管の板堰問題などが出されて

おりました。

次に、古川水系では、事前落水への補償問題や管理不全のゲートについては、JR佐世保線上流ゲートの問題、上流、下流の連携では、ポンプの操作員の方から水位の上昇問題で連絡が来なかったなどと、また、古川の最終調整池でのヨシの問題ですとか、門前、新堤からの水が土元から西分を流れており、流域を超えているため、会議への参加要請等が出されておりました。

最後の畑川水系では、事前落水の要請をされたが水が不足しており、8月、9月においては筑水の水を要請した。連絡水系の電話番号をもらっていない、畑川ため池の水量を常時どの程度にしておくのか。また、ため池の水量は行政として把握されているのか。ため池の落水時の止めるタイミングはなど、いろいろな協議事項が出されておりました。

そこで、1問目ですが、1回目の連絡会に出された協議事項が今回の2回目の協議会ではどのように協議され、どの程度改善をされたのか。

2問目に、今回新たに出された問題について、町としての取組はということによりお願いいたします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。総務政策課小野課長代理。

○総務政策課長代理（小野政己）

西原議員の御質問にお答えします。

1問目になりますけれども、まずもって、西原議員におかれましては、これまで町の排水対策に多大なる御尽力をいただき、また、さきに開催しました各水系での排水対策連絡会へ連日、足をお運びいただき、誠にありがとうございます。今後とも御助言いただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、1回目に連絡会に出された協議事項が2回目でどうなったのかということになりますが、1回目の連絡会では4点を議題として開催をいたしています。

まず1点目の事務局からの事前落水要請のタイミングにつきましては、気象台の降雨予報の早期注意情報が高、または予想総雨量が24時間で100ミリを超えた場合に要請を行うことということで確認をしております。

2点目につきましては、連絡体制についてです。

水系ごとの連絡体制図を確認していただき、変更等を行っております。

3点目は、各ゲート管理者の事前落水の可否についてです。

事前落水への否定的な意見はなく、事前落水への理解が1歩前進していると感じております。

4点目の事前落水の効果と課題についてですが、効果につきましてはあるものと理解していただいていると感じております。

課題につきましては、連絡会の中で、主には管理者不明のゲート、落水量が分からない、水系間の排水経路について、板堰の改修について、上下流の連携、連絡体制についての課題が上がりました。

2回目の連絡会では、1回目連絡会で出された課題を水系ごとの議題とし、水系ごとに行うこととなりました。

連絡体制につきましては、各水系とも整ったものと思います。

あと、管理者不明ゲートにつきましては、町では2か所を課題として取り組んでおります。

板堰の改修につきましては、主要な幹線水路ではないため、数の把握はしておりませんが、現在多数存在していると認識をしております。

この2か所につきましては、連絡会の中で所在地の水利組合等での対応をお願いしているところです。

水系間の排水経路につきましては、今後話合いの場を設けることとしています。

上下流の連携につきましては、連絡会を通し連絡体制を確認していただいているところです。

排水対策連絡会は、事前落水について上流から下流までの関係者が一堂に集まって、町の対策に関する情報共有や意見交換の場となっております。以前はなかなか話ができなかった中でようやく体制を整備することができ、関係者の意見を聞く機会ができたことは大変意義のあることだと考えており、関係者の皆様の御理解と御協力がなければできないことだと思っております。

②番、今回新たに出された課題についてということですね。

今年度、第1回目の排水対策連絡会の後に、5月30日になりますが、江北町の排水対策協議会を設置しております。第1回の連絡会を受け設置した江北町の排水対策協議会で、事前落水について町で6つの課題を解決すべき課題と掲げております。

1つ目につきましては、事前落水要請時の補償について、2つ目、管理者不明ゲートの対

策、3つ目、各水系間の連絡調整、4つ目、ため池、水路の具体的な落水量、5つ目、上下流域の連携、6つ目、事前落水の実施基準、今後はこの6つの課題解決に向け、取り組んでいきたいと考えております。

以上になります。

○井上敏文議長

8番西原君。

○西原好文議員

それでは、再質問に入りたいと思いますけど、皆さん方10月25日の佐賀新聞は御覧になりましたか。白石町の記事が載っておりました。白石町浸水対策着々とということで、この記事は私は興味深く内容を読んで、白石は結構進んでいるなというようなことで、その後に開催された町の排水連絡会に参加したわけです。

何を私は今回言いたいかというと、水系ごとの排水の取組は分かるんですけど、本当に必要なのは何だというようなことで、私は今回、質問に際しての資料を白石町の私の知り合いの議員さんに、もし持っているならというようなことでお尋ねをし、持っておられたので、その内容については、白石町建設課長のほうにお尋ねに白石役場まで行ってまいりました。

その内容の中で、私が一番関心があったのは、排水ポンプ等の設置ですね、新しく増設。まず、個数を言いますと、令和元年、令和3年の大雨を踏まえ、ポンプの増設として令和3年から4年に2基、0.3トンと0.5トン、令和5年に0.3トンが2基、令和6年に1基、令和7年に1基の計画だそうです。全部で計6基。それと同時に、この電動化というのに物すごく興味があったわけですよ。この新聞紙上でいきますと、900か所のゲートのうち、116か所の電動化に取り組んだというようなことでした。先ほど来、私が質問したのは、1回目の連絡会の折には、惣領分水系でその電動化についての質問が出されましたよね。その質問が2回目の検討資料として出されたんですけど、なかなかその電動化についての検討が連絡会のときに上がってこない。出たのがどういうことかということ、新しく委員になられた方もいらっしゃったかもしれないんですけど、まさしく1回目の連絡会と同じような質問が出ていましたし、上惣上流部の操作員不明のあれも、1回目も2回目も出ておりました。なかなか先に進んでいないというような感想を得ましたので、本当にうちの町がこれから必要なのは何だろうかというようなことで、白石町に勉強に行かせてもらいましたので、そこら辺の資料をちょっとパワーポイントで紹介させていただきたいと思います。

(パワーポイントを使用) まず、この資料なんですけど、A3の資料なものですから、なかなか見にくいんですけど、26項目からある町の資料です。そのうちの9項目が町単独の事業、あとは県の土木と県の農林というのでちょっと分けてあったんですけど、17事業については県関連の事業で、いろんな事業をされています。水路のしゅんせつですとか、ゲートの電動化もまさしくお金はかからない。ただ、ポンプについては1基が七、八千万円かかる、さほど大きなポンプじゃないんですよ。白石町建設課長さんに言わせたら、水中ポンプがはらかいた程度のポンプですということでしたけど、それもやっぱり設置基数が多いと効果ありますよということでしたので、そういったのも県というか、いろんな事業を利用して、まさしく県と一体となって排水対策に取り組んでおられるなというふうな感じがしました。

次ですけど、この図で一番私が感心したのは、上のほうの赤い説明文の中にあります「令和元年と令和3年の浸水エリアは共に六角川沿いに集中している傾向にありました。これは蛇行した感潮河川である六角川において水位が上昇し自然排水ができず強制排水ポンプ場のみに頼る時間が長時間になったことから、内水氾濫が発生したものと思われます。」というふうなことです。これを踏まえて、白石町では、この六角川沿いに頼らなくて、全部有明海に出すやり方を取られているわけですよ。そのためには、この有明海沿いにポンプの増設が必要不可欠になってしまったわけですね。

ただ、うちの町ではいろんな問題が出ています。地区を越えた問題ですとか、そういうのはもう取っ払って、皆さんが協力してもらったために——次の資料ですけど、上のやつが令和元年ですが、内水対策の効果の確認をされたら、左から右の図のように、こっちからこっちの図のように大分浸水箇所が減ったという、これは令和元年の図ですが、対策会議後にこういうふうになったと。まだまだいろんなところでこの特に赤い箇所が数点ありますけど、これに対しては今からもっともっと協議を進めていきたいというふうなことでした。

これが現在、そういった有明海沿いにいろんなポンプを設置されている図なんですよ。私が今回、一番関心のあったポンプの設置ですとか、電動ゲートの設置については、やっぱりお金がかかるものですので、どうされていますかということで、白石町建設課長にお伺いしましたところ、緊急自然災害防止対策債を使われて、これは過疎債と一緒に7割の充当率、悲しいことにこれが令和7年までなんです。ですから、今回、もう私は1回挟んで、また再質問させてもらうのはちょっと気の毒だったんですけど、早急にうちの町もそういったゲートの電動化ですとか、いろんな水路のしゅんせつですとか、そういったのにぜひ取り組

んでもらいたいというようなことで、もう一点、写真をちょっと紹介したいと思います。

これは、江北町の3号水路に今回、設置されました電動ゲートです。これ1,000万円近い費用がかかりましたが、白石町の場合はそんなに高くありません。後だってまた説明します。

これが3号水路の末端の、これは県河川で修理されています。これは、惣領分側の末端ということで、1回のり面が崩れたやつを再度コンクリートでは補修されていますので、大分丈夫になっております。

次は今、古川で行われていますのり面の保護工法、ブロックマット工法ですね。これも大分進んでいます。これは一番末端というか、ゲートの近くのところを工事されています。これは県河川ですので、この監視カメラ等もこの橋のところに設置されておりました。これが西古川の電動ゲートですね。以上のようなのが、うちの水害後にうちのほうで整備された大きな事業だと思います。

その後、白石に行って、その電動ゲートを写してきました。これがその電動ゲートの本体なんですよ。これが操作盤、ここに太陽パネルがあります。電気は太陽パネルで利用されているそうです。このちょっと裏側がここにモーターがあって、そんな大それた仕掛けじゃないんです。

次のところは、これは3連のやつを縦型の操作盤、ゲート、その機械が2つあります。こういった形で縦型のやつが2基座っていました。これは白石側の管理カメラです。その川に流れるところのゲートにも、こうして小さい電動ゲート用の操作盤が設置されていました。これが筑水分水工の1というところですから、これは今回、白石で新しく建てられたカントリー東側になります。その下流側にもう一か所、同じ水路のすぐ近くで、ここにも縦型の電動ゲートの装置がついております。

こういったことで、やっぱり県の事業等を使って迅速に流す、操作員さんの労働力軽減のための努力をされているんですよ。そういうのにうちの町も早急に取り組まないと、今から高齢化が進んで、会議に出られている方々も私と同じぐらいの年代の方かほとんど上の方ばかりです。町が取り組むまず第一の必要性があるのは、そういった電動化だとかいうのにもぜひ早急に取り組んでもらいたいというようなことで、町の考えはどうでしょうか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

西原議員からは大変すばらしい情報をいただきましたし、今御指摘いただいた問題意識はしっかり受け止めさせていただきます。

令和4年に我が町も総合排水計画ということで、鳴り物入りでつくりましたけれども、1回つくったから絶対見直さないということじゃなくて、やはり事前落水そのものが白石町を取組を参考に始めさせていただいたわけでありまして、やっぱりこの数年間で白石町も大変いろんな取組をされているなということで感心をいたしました。

我が町の総合排水計画にも一部、国と県に関係するところも入れてはいるんですけども、やっぱりそれだけじゃなくて、もともと白石の田島町長は県の土木の技術の職員であるということもあって、多分そうした国、県の事業も把握、また活用した上で整理をされているというのが大変すばらしいなというふうに思いましたので、我々もぜひ白石のほうに行って、しっかり白石の取組を勉強させてもらいたいと思いますし、仮に緊防債を使うとすれば令和7年度までということになるものですから、おっしゃるようにやっぱり早急にそこは手を打ちたいと思います。

それで、そういう意味でいけば、今年度ぐらいからなんとなく自分もちょっと問題意識があるのが、今役場内の役割分担が安全・安心ということで、全体の防災、例えば大雨対応とかなんとかは総務政策課の安全・安心係がやっているんですよ。

例えば、事前落水をするのとかしないとかいうのも自分に近いということもあって、総合排水計画そのものが、総務政策課のほうが中心となってつくりました。土井係長がおった頃につくってくれましたけど、ただ一方で、例えばゲートとか水路とか、当然、排水機場とかいうと、これは基盤整備課なんですよ。もちろん日常的に連携は取っていますけど、もしかするとそういう中でちょっとポテンヒット的に、何となく総務政策課じゃなくて基盤整備課じゃなくてみたいなことで、そこが明確になっていないのかもしれないなということ、何となく実は今年度ちょっと思いかけていたんです。

さっき言われたように、それは白石町役場の建設課長から、なるほどなというふうになんかちょっと思いましたけれども、来期のことを言うと鬼が笑いますけれども、やはりそういう町のそれだけじゃなくて、ちょっと組織というか体制というか、やっぱり整理をせんばいかなんという問題意識がもともとありますし、今日御指摘いただいてなおそういうことを思いました。

それともう一つ、そのうちの組織として、やっぱり明確にしたほうがいいのかもしらんなどいうことをちょっと思っていますし、それを待たずとも白石に勉強に行くとか、計画を練り直すということはできますから、それはぜひやらせていただきます。

それとやっぱりもう一個は、よく言われる鉱害復旧というかな、ゴホンといえば龍角散と同じぐらい、ポンプといえば臨鉱基金みたいな、何かそういうふうに我々頭がありがちですけど、今の基金というのは、当然、鉱害復旧で整備された排水機場の維持管理更新のための基金なものですから、ポンプというぎ何でんそいば使わんばらんということではないし、逆に使えないんですよ。でも、ほかの町にはそがん臨鉱基金があるわけではないのに、そういうことをやられているということであれば、それはそれとしてやった上で、やはり必要なハードということも考えていかんばいかなのですけれども、もしかすると自分自身もそうかもしれないけども、少しそういう、なんかあつきやっぱり臨鉱ポンプとか、鉱害復旧とかそういうことにつなげてしまって、なかなか新しい事業というかな、手を考え切れていないところもあるかもしれないなということは今御指摘いただいて感じましたので、そういう少し思い込みとか、あと組織の問題とかいうことはぜひしっかり払拭させていただいて、少なくとも今からできることは、白石に聞きに行くというのは、すぐにでもそれこそできるわけですから、ぜひそこを参考に、またうちの体制とか、これからの取組については内部でしっかり議論させてもらいたいと思います。

以上でございます。

○井上敏文議長

8番西原君。

○西原好文議員

ちょっと驚いています。白石町建設課長さんと話をした折に、うちの資料をですかとってですね。本当は町長さんとか議長さんにも確認を取ってもらっております。何でかといったら、隣町にこういった資料で一般質問をされるということで、首長さんあたりがちょっと不愉快な思いをされないだろうかというようなことで。今すぐにでもということでしたので、基盤整備課長さんにぜひお伺いしてもらいたいのは、私は、電動ゲートの値段は30万円から50万円だそうですよ。そんなに高くないですよ。それをどこの企業ですかとお聞きしたところ、ちょっと企業名は教えてもらえなかったんですけど、技術にたけている方が開発してもらいましたということでしたので、役場サイドでお聞きに行けばできると思うんですよ。

ですから、そういったのにはぜひですね。金額はあんまりそんな高くないものですから、今地域振興課で取り組んでいる水と環境のほうでされているところもあるそうです。そこでできないところはやっぱり町の予算を使ってというようなことでしたので、町長さんにもそういう前向きな回答を得ましたので、ぜひ基盤整備課長さん、地域振興課長さん、前向きな取組をしていただきたい。

それともう一点、ちょっと関心があったのは、白石町はそういった水系ごとの連絡会は取っておられますかと聞いたら、そういうのは全然ないと。平成の29年頃から、白石町建設課長さん自体が農村環境課におられて、そのときからそういった水問題にはちょっと関心があったと。今建設課です。洪水のとき、大雨のときどうされますかということをお聞きしたら、農村整備環境課と建設課で町内をぐるっと回って、水位が高いところについては、ただお願いするだけですということでした。

ただ、さっき言った図面みたいに、今ちゃんとできているというのは、やっぱり町の取組が町民の方に伝わって、落とさんばいかんというようなことで実現できているのかなと思って、いい参考になると思うので、ぜひ前向きな取組として白石の事業を参考に、これも緊防債、来年、再来年までですから早急に取り組んでもらいたいと思うんですけど、どうでしょうか。

○西原好文議員

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

早急に取り組めますし、早急に取り組ませます。ぜひ西原議員も今回、白石町のいろんな情報を調べていただきましたので、ぜひアドバイスもよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○井上敏文議長

次に行ってください。8番西原君。

○西原好文議員

本当に一般質問でこんな前向きな回答を得て次に行くのは気持ちがいいなと思いました。

ただ、次の問題がちょっと難しい問題でして、2問目に入りたいと思います。

畑川水系の水の利活用と農業振興ということで、私は今回、畑川ため池、上畑川ため池流域の抱えるいろいろな問題について、地域の実情を踏まえて二、三問質問していきたいと思

います。

下小田（大西）当地区の鉾害復旧事業については、町でも早い時期の昭和45年から58年にかけて、農地の復旧工事等が行われております。また、長崎街道より下の農地についても農地復旧がなされており、復旧からおおよそ50年以上経過がたっていると思っております。施設の老朽化はもとより施設自体がかけ水による取水方法といった山間地によく用いられる工法であります。平たん地のこの地区にとっては、農業を営む上で相当な苦勞をされているのが現状であります。

観音下地区と大西地区で約10ヘクタールの農地について担当課は御存じでしょうか。かけ水の現状は上畑川、畑川ため池の取水栓をまず係の人に開けてもらい、上流から流れてくる水を板堰により自分の耕作する農地へと取水します。水が豊富な場合はよいのですが、なかなか下流まで来ないのが現状とお聞きします。現在、排水計画で板堰の話がっておりますが、この地区については50年近く毎年、毎回その作業が必要なわけです。

そこで1問目の質問ですが、この地区については、農地耕作者についても担い手不足で預けられている地主さんが増えているとお聞きします。ポンプ場の設置ができないのか、お聞きいたします。

2点目に、現在、農業振興としてスマート農業への取組を担当課は推進されていますが、農地の作業効率を上げるために中畦畔の撤去補助ですとかありますが、農作業についての水の確保は重大な問題だと思います。町としての何らかの取組ができないのか、御質問いたします。

○井上敏文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。宮本地域振興課長。

○地域振興課長（宮本大樹）

それでは、御質問にお答えしたいと思います。

今回、西原議員の一般質問につきましては、観音下・大西地区のかけ水農地ということで、特に長崎街道より南の平たん部の農地のことだと思います。ここについて御質問いただいているということですのでよろしいですかね。

この区域のかけ水農地につきましては、面積、ちょっとカウントしてみましたところ、約12ヘクタールございます。議員御指摘のとおり、板堰による取水が行われているところでございます。

なぜこのエリアがかけ水農地になっているのかというのを当時の土地改良をされていた方にちょっとお話を聞いてみました。そしたら、約50年前の農地、地元の事情としては、当時の地元は在宅で営農されている方が多かったということで、特段板堰での水管理でも問題がなかったと。それだけ家において、管理上も近くでできたということでございました。

もう一つが、かけ水は水利の費用負担が安く済むといったことがございました。ポンプを設置した場合は維持管理費用が発生して、賦課金も増えるということで、そういった事情でポンプを設置せずに板堰ということでの当時の判断がなされたということで聞いております。

今から約10年ぐらい前ですけれども、町内の農業法人がこの区域の多くを耕作されていたことがございます。しかしながら、水管理の手間が大きくて、効率的な農作業には適さないということで現在撤退されて、今は地元の集落営農、それから、個人担い手農家で営農をされております。

しかしながら、地元の集落営農も離農者が大変増えております。後継者も少ないといった状況にございますので、今後はますます個人担い手農家の方に農地を預けたいというような要望も増えてくるものではないかと予想されております。

先日、地元の区長さんからこの区域にポンプを設置した場合の概算見積りについて実は御相談がありました。コンサルタント会社のほうに聞き取りをいたしましたところ、1反1,000平米あたりに大体150万円ぐらいの事業費がかかるんじゃないかということでございました。

ポンプ場の設置という御質問でございますけれども、ポンプ場を設置するためには、まず、地元地権者とお話をして、設置に関する合意形成というのが必要じゃないかというふうに考えております。

もちろん国、県の事業を使いながらということもございますけれども、整備に活用できる事業メニューの紹介を行いつつ、実際に事業が実現できるものかどうか、活用を探っていくたいというふうに考えております。

それから、2点目の水の確保についてでございます。

11月20日に畑川水系の排水対策連絡会がございましたけれども、事前落成の要請があってもどのぐらいため池の水を落としていいのかという御意見がございました。

水害が発生する時期は、米にとっても水を必要とする時期でもございます。ため池の操作員としては営農に支障がないように、また、下流部の浸水が軽減されるように、難しい判断

の基で取り組まれているがゆえの御意見だったと思っております。

渇水対策といたしましては、現在筑後川下流土地改良事業で、嘉瀬川ダムからの農業用水を取水できるようになっております。JR佐世保線より南側の農地、845ヘクタール、町全体でいうところの85%の農地をこの筑水によって潤すことができるようになりましたけれども、これもあくまで嘉瀬川ダムに貯水があることが前提です。令和4年は嘉瀬川ダムの水が足らなくなって、取水制限がなされるほど干上がったこともございます。

JR佐世保線より北側の農地は、筑水からの農業用水の供給がございませんので、既存の水利で水の確保を行うしかございません。過去の渇水時には、少なくなったため池や水路の水をポンプアップして、農地に直接給水したこともございます。緊急時にはそういった対応を取っていくことが必要であると考えております。

以上でございます。

○井上敏文議長

8番西原君。

○西原好文議員

今回、山中課長が病気で欠席されるというのを聞きまして、本当に残念でした。

何でかという、山中課長も観音下で、実際、面積的には小さいですけど、このかけ水地区の下流側、それも一番大変なところら辺に土地をお持ちだというようなことで、私の質問が、内容が分かるんじゃないかなというふうな感じがしていましたけど、宮本課長も観音下ですので、理解してもらいたいと思います。

そしたら、ちょっとかけ水のことをパワーポイントで説明したいと思います。

(パワーポイントを使用) これは大西地区のかけ水の取水口です。手前に見えるこれが、畑川ため池から流れてくる水なんです。今現在あんまり流されていないというようなことで、ここはごみがたまっておりますけど、ほとんど水は流れていません。

ここに取水口があります。ここに板堰をして、板堰をした上でこの取水口から奥のほうのこの自分のうちの専用の水取り池というか、そこに水を引いて、なおかつここからポンプアップかやっぱりいろんな機械を使って田面のほうに取水するということだそうです。

これがちょっと上流から流れているようなところなんですけど、こういった感じで、板の上に肥料袋を置いて、先のほうにはブロック等を置いて、このビニール袋が流れないようにし、水が漏れないように肥料袋セットしというような感じで、二重三重されてやっと水が自

分の田んぼに引けるという状況です。

続きまして、これは今度、観音下地区の結構上流のほうの取水口なんですよ。ここの畑川ため池から上流から下りてきたやつを、ここの堰をして、この青い取水口のほうに水を誘導し、反対側に出てきた水を、なおかつこういった田んぼ側に設計をして水を取水する。これが上流のすぐ横のU字溝です。それともう一個下の、これが下のほうのU字溝なんですよ。

私が今回、何でこういった質問に至ったかというのと、やっぱり鉱害復旧後に事業を見直し事業でずっとされて、見直し、見直しとされてきて現在に至っているということをお聞きしました。

ただ、この水問題については、先ほど課長が答弁されたように、当初はそれでよかったかもしれないんですけど、現在、耕作者に、それも担い手の耕作者に聞くと、なかなかかけ水で田んぼを預かりたくないという率直な気持ちだそうです。人の倍以上水取りにかかるし、上流側はさほど水がすぐ下りてくるからいいけど、下流に行くに従って上流側の人から水を取られるわけですね。それでずっとなくなってしまうもので、下流、一番末端に土地を持っている方なんかは、もう何日もかかるそうなんです。やっと水が入って作業になるものですから、よその耕作者からすれば2日も3日も遅れるというようなことで、やっぱりなかなか水問題でこれだけ苦労されていたら、預かるにも預かりにくいというか、もっと条件のいいところをお借りしたほうがいいというような感じになってしまうんですよ。

ですから、本当にそういったかけ水の地区の方に何らかの手だてができないかというようなことで、この後にちょっと紹介したいと思います。

すみません、画面を変えてください。

一番びっくりするのは、こんなところですよ。ここは観音下地区なんですけど、ここにポンプによる取水口がありますよね。ここはもう操作一つで水が出てくるんです。このガードレールとちょっとここに小水路がありますけど、小水路の反対側は、かけ水地区なんです。同じ平坦地にありながら、この道路を挟んでこっちのほうは水をかけ水で取らないといけない。やっぱり今ここで作業されている方からすれば、もう本当に矛盾だらけですよ。同じ平地でありながら、何でうちの地区だけがかけ水なのというようなことで。

これが反対側から見たところですよ。ここは白石高校杵島。ここの手前のところはポンプからの取水、この先が全部かけ水地区です。今説明したのが、ちょうどこの地区なんですよ、

私が写真撮ったのが。ここはポンプで揚げられる。ここの先、さっき道路から反対はかけ水地区というところで、ここの後のこの一帯は全部ポンプなんです。どうしてこの地区だけと。大西地区もそうです。ここの一角だけがかけ水で、これから先は全部ポンプなんです。

本当に今から先、そういった土地を預かったり、預けたりすることが必要な時期になれば、条件のいいところにしかやっぱり担い手さんというのもお願いしないと思うんですよ。ですから、どんどん放棄地といいますか、いや、もうかけ水のところは、ちょっと遠慮していつちよこうとなってしまうのが一番怖いわけで、何らかの事業がないかというようなことで、私もいろんな資料を探してみました。

農地競争力強化基盤整備事業のうちの農地中間管理機構の関連農地事業です。

この中の政策ポイントの中にうたっています。農地中間管理機構への貸出しが増加する中、担い手は整備されていない農地を借り受けず、農地の貸出しは基盤整備を行う必要がないため、担い手の農地集積が進まないおそれがあり、このため、機構が借り入れている農地等で、農業者の申請、同意、費用負担によらずとあるんですよ。課長、費用負担によらずということは、町がいつも受益者負担が幾らですよというのがあるんですけど、この農地中間管理機構のこの事業を使えば、その負担によらずとなっているんです。これを勉強してもらいたいと思うんですけど、やっぱりなかなか貸すほうも年を取られて、負担金まで払うて、もうそがんとすもんねという方がたくさんいらっしゃると思うんですよ。ただ、こういった事業をうまく使えて、負担があまりかからないということであれば、事業に取り組みたいというふうな考えをお持ちの方が出てくると思うんですよ。ひいては、そういった担い手にとってもいい事業じゃないかなと思うので、そこら辺はちょっと勉強する余地があるんじゃないかなと思うんですけど、どうでしょうか。

○西原好文議員

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

先ほどの前の項目もそうですけど、白石役場、実際行っていただいて、いろいろヒアリングをしていただいて、また資料も入手をしていただいておりますし、この質問についても、先ほど実際いろんな事業についても調査をいただいて、こういうのが使えるんじゃないかという御提案をいただきました。

先ほどめったにやりますと言わないものだから、さっき1問目のとはほんに気持ちよかつ

たと言われましたけど、できるかどうかは別として、実際、今回の御質問のように、実際いろいろ周到にというか、念入りに調べていただいて、そしてそれについてこうやって御説明いただいて、その上で御提案いただくと、大変このやり取そのものが、ちょっとあんまりこういう言い方はよくないですけど勉強になりますし、なるほどなというふうに思います。

今回の質問は、要はかけ水の区域について、先ほど御紹介いただいた農地中間管理機構関連農地整備事業というものを活用して、水の確保ができないかという御提案だというふうに思います。

今回、事前にこれについても御紹介をいただいていたので、担当課のほうで少し調べさせていただきまして、おっしゃるとおりこれは県が事業主体になるものですから、もちろん町が負担金は出しますけれども、農家はゼロということになっていますが、そういう意味ではメリットとしては、やはり農家の負担がないというのはおっしゃるとおりであります。これは国と県が、県が事業主体になって国から補助もろうて、町から負担金を取ってやるということだと思いますので、農業者の負担なしということなんだと思うんですけど、ただ、なかなかこういう事業というのはそう簡単にはできなくなっていて、要件があるそうです。

というのは、事業用地は、この事業をやることによって15年以上は中間管理権の設定をせんばらんし、仮に転用をするということになれば、特別徴収金、出していないから返すんじゃないくて払わんばらんという違約金的なことだと思いますし、それと、8割以上を担い手に集団化せんばいかんと。8割をです。それと、もう一つは実際、農産物の販売額が20%以上これによって向上せんばいかんと。もしくは、生産コストが20%以上削減せんばらんということが要件にはなっているそうですので、だからやらないと言っているわけじゃなくて、なるほどなという事業を今回、御提案をいただきましたので、ぜひ引き続きここはしっかり担当課のほうで研究させていただいて、また御指導もいただきながら、その実現可能性といましようか、ということを探っていきたいと思います。

その上で、大変恐縮なんですけど、もちろん、ちょうど山裾のかけ水のところは、そういう意味では農作業に大変不利な地域だからということだと思いますけど、御承知のとおり、さらに中山間地域には、もっと条件が不利な農地というのも実はたくさんあるし、がん言うちゃなんばってん、担い手に集積でもしてもらいたいけれども、なかなかそういう担い手の方も引き受けてくいやらんし、その農地そのものがやはり自分たちの生活そのものであるということで、今いろんな形でその中山間の振興であるとかいう形で御努力をさせていただいて

いる区域もあるということは、我々は忘れちゃいけないというふうに思いますし、この事業はこの事業として、ぜひそういう中山間の皆さん方の取組にもしっかりと応援できる町でありたいと思っております。

以上でございます。

○井上敏文議長

8番西原君。

○西原好文議員

大変前向きな答弁だと思います。私もこの実施要件の中にいろんなことが書かれていて難しいと思う反面、取り組まないと本当にもう手がつかないような農地がどんどん点在してくるんじゃないかなというふうな危機感を地元の方も持っておられると思うんです。

ですから、これは本当に先ほど町長から言ってもらったように、地元の方の同意を得、やっぱり皆さんでお話しをしてもらいとこういうものをもっと詰めていかないけんと思うんですよね。ですから、担当課では大変でしょうけど、一日も早いそういった取組の姿勢を見せてもらって、いやこがんところはもうせんばいと言いんさんなら私は仕方ないと思います。

ただ、担い手の方たちがまだ今されている段階でいいんですけど、だんだん土地が地元以外の方にどんどんどんどん作ってくんしゃい、作ってくんしゃいとなったときに、条件がいいところに移ってしまうおそれがあるんですよね。もう宮本課長もよく御存じだと思うので、そこら辺は早い時期での取組の地元説明会だとか、そういったのを行ってもらいたいと思います。

それともう一点、これは重大なことです。今日、山中課長が来られていたら、このかけ水地区、一番懸念せないけんのは、防災の水を兼ねているということも一つあるんですよ。

先ほど大西地区の方の取水の場所を紹介しました。この間、畑川のため池の水を、堰を開けてもらってから30分ぐらいかかったんです。水がその家のところまで来るのを。それもまだちょろちょろちょろです。一気に栓を開けたらもっと早く流れてきますと言いやったものの、水があるかないかもあれやし、そういったことで、やっぱり畑川のこの辺りの水系の方々には水を落とし過ぎたら消火用の水も兼ねているよというようなことで、役場の方にも質問されていたと思うんですよ。ですから、この農業用水だけじゃなくて、防災を兼ねた水ですから、もっともっと真剣に防災会議のときに取り組んでおかんと、もう水のなかとけなし

落とせて言うとかなくて、ああいうふうな質問が出てくると思うんですよ。

ですから、総務政策課としては水を流す計画も必要でしょうけど、この防火用水としての利活用もぜひ考えてもらいたいというようなことで今回、質問しましたけど、最後、御答弁をお願いいたします。

○西原好文議員

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

水は我々生活の源であり、いろんな産業には必要不可欠のものであります。ですから、御指摘のとおり、やはり水の確保、利用ということは我々にとって大変大事なことであります。

ただ、その一方で、時に大雨であるとかいう場合には、この水が我々の生命や財産に、言ってみれば害を及ぼすということもありますので、どちらかということではなくて、やはり利水、用水、排水、それは防火も含めてですけれども、やはり全面的な、全方位といいましょうか、多面的にといいましょうか、やはり水について向き合う必要があるというふうに思います。

そういう意味では、かつてはどちらかというとやっぱり用水ということだけだったわけですから、我々としても必要な関わりを今しているのではないかというふうに思いますので、先ほど総務政策課とか地域振興課とか基盤整備課ということでお話はありましたけれども、やはり私自身はそれを全て統括しておるものですから、決してその課と課の間にポテンヒットみたいにして、球がごろごろと転がって誰も取らないということにならないようにしっかり管理をしていきたいと思えます。

以上でございます。

○井上敏文議長

8番西原君。

○西原好文議員

今回、前向きな答弁がたくさん得られました。本当に1問目については、緊防債なんかは令和7年度まで、今度の事業についてもなかなか今土地を手放す、受けてもらう方がいる中で、そういった条件的に悪い土地というのは、なかなか受け手がなくなるよというようなことがありますので、早急な対応をお願いして一般質問を終わりたいと思えます。どうもありがとうございました。

○井上敏文議長

8番西原好文君の一般質問はこれで終わります。

再開15時35分。

午後3時25分 休憩

午後3時35分 再開

○井上敏文議長

再開いたします。

9番田中宏之君の発言を許可いたします。御登壇願います。9番田中君。

○田中宏之議員

9番田中宏之です。本日最後の一般質問になります。執行部の皆さんよろしくお願ひいたします。本日は、久しぶりの雨で農家の皆さんは待っていたと思います。この雨で麦の芽もよく出るんじゃないかと思われます。

ただ、芽が出たら出たで、また今年もカモとどうやって戦うかと、そういうことも考えておられるんじゃないかと思ひます

そういったことを踏まえながら、通告書に従って質問をしまひたいと思ひます。

1問目、我が町の鳥獣被害対策について、最初にカモ対策について質問をしまひます。

今年も令和6年産に向けて、いよいよ麦のまきつけが始まっております。農家の皆さんは来年も麦の豊作を願ひながら種のまきつけに精を出されております。

近年、農業情勢はますます厳しくなっております。米価は頭打ち、麦価は今年度から値下げ、それに加え、生産資材の高騰、特にウクライナ戦争等の影響で肥料代は破格の値上げがあり、現在も高止まりのまま推移しているのが現状です。

こんな中、農業者の皆さんは少しでも農業所得を上げようと頑張っておられます。麦の収量には、種をまいたとき、その後の発芽が大きく影響します。そのため、農家の人は播種時期や圃場の条件等に必要以上に神経を使い作業をしております。こうして丁寧に作業をした結果、立派に麦の芽が出そろったら一安心ですが、ちょうどその頃からカモが出没して若い新芽を食い荒らします。時期的には1月から3月ぐらいの期間に一晩で広大な面積を食い荒らします。最近では、夜中だけではなく日中も見かけるようになりました。以前はこういうことはなかったような気がしますが、カモの生態系が変わってきているのでしょうか。特に、今年産の生育期間中は非常にカモが多かったような気がします。昨年は有明海のノリが

不作で、そこで麦畑が格好の餌場となってしまったような気がします。

そこで質問ですが、町としてこの状況をどの辺りまで把握しているのか、調査等を行っているのか、また、令和5年産麦のカモ対策について答弁をお願いいたします。

○井上敏文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。地域振興課長。

○地域振興課長（宮本大樹）

御質問にお答えいたします。

今回、田中議員からはカモの被害対策ということで一般質問をいただいております。

11月24日に鹿島市の農場で高病原性の鳥インフルエンザの感染が見られたところでございますが、九州地方では例年11月上旬にはカモの飛来が確認をされておりまして、江北町においても、六角川周辺、ため池等への飛来が見られているところでございます。

カモの農作物被害につきましては、過去3年間で累計46万2千円、有害鳥獣被害全体の7.4%がカモの被害でございます。カラス、ヒヨドリなど鳥類全体を含めます86万1千円ということで被害の13.8%、主に裏作の麦であるとか露地野菜に対しての被害がほとんどでございます。

被害額につきましては、農家やJA、共済組合への聞き取りにより毎年4月に集約をしております。

しかしながら、麦の被害につきましては、被害のある圃場もなかった圃場も一緒に乾燥調製が行われます。よって、収穫量が相殺をされてしまうため、実際には表に表れていない被害も多くあると思われております。

昨年度もカモ被害について多くの問合せを受け、昨年12月議会の産業厚生常任委員会では、八町クリーンセンター周辺の農地を視察いたしまして、黒マルチの設置や被害状況を確認したところでございます。また、今年1月には、麦作付農家に対しましてロケット花火を5,000発配布いたしました。このようなことでカモ被害軽減に対する取組を実施したところでございます。

以上でございます。

○井上敏文議長

9 番田中宏之君。

○田中宏之議員

(パワーポイントを使用) 画面を切り替えてください。

そしたら、ちょっとここで写真を見ながら、どういう状況か説明をしたいと思います。

これが水路ですね。大体水路から田んぼのほう、圃場のほうにカモが来ております。こういうふうにはたくさんのカモが見られます。水路のほうにもいますけど、圃場のほうにもいるのが分かると思います。

これもカモがちょっと麦畑を荒らしているところですね。上にも飛んでおりますけど、圃場の中にも頭が見えていると思います。

これが食害、カモが麦を食い荒らしたところですね。

御覧になって分かるように、ちょっと白くはげていますね。そういったところがカモが入って荒らしているところです。こういったふうになれば、後からまた芽は出てきますけど、なかなか生育がそろわんとですよ。手前のほうは被害に遭っていませんので順調に穂が出てきますけど、中のほうの白くなっているところは、それからまた新芽が出てきて、それがまた生育をして穂が出てきますということで、生育がそろわなくて、こっちはもう熟れているけど、中のほうのやられたところは収穫時期にはまだ熟れないということで、品質のばらつきも相当出てきております。

これもさっきのほうをちょっと遠くから見たものですが、分かりますように、真ん中が薄くなっておりますね。そういうふうには、集団で来て一晩のうちにこういうふうな状態になってしまいます。

これはテグス、要するに釣り糸、たこ糸といいますかね、そういったものをパイプで支柱を立てて、カモが来ないようにずっと圃場のほうに張り巡らせたり、それから、黒いビニールシートを畳しに立てている状況ですね。こういったふうにして農家の皆さんもカモ対策には大変努力をされております。

こういった資材等についても町のほうからいろんな方面での支援はしてもらっております。

画面を切り替えてください。

まず、先ほど見ていただきましたように、カモ対策にはああいっただ旗を立てたり、それから釣り糸を張ったりして、そういうふうな対策を農家の方もされております。

また、猟友会等に頼んで猟銃なんかでも追い払われておりますけど、今回そういったあれはなされましたか。答弁をお願いします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。地域振興課長。

○地域振興課長（宮本大樹）

御質問にお答えいたします。

猟銃によるカモの追い払いにつきましては、11月25日だったかと思いますが、六角川の堤防のところで行ったのと、12月9日、先週の土曜日にも行っております。

現在予定されているのはその2回、追い払いを実施しているということでございます。

以上でございます。

○井上敏文議長

9番田中宏之君。

○田中宏之議員

まず、猟銃によって行うカモの追い払いですけど、これは猟銃を撃っておられる方にちょっとお話を聞くと、確かに効果はあると思います。ただ、なかなか最近、猟銃を撃てる条件というか、それが何か厳しくなったということで、例えば200メートルぐらい先に道、農道とかがあったり、あるいは圃場の近くに民家とかあれば撃てないとか、そういった意味で、なかなか昔みたいには追い払えないとか、そういうことも言っておられました。

そこで、もっと、何というかな、安易というか、簡単に使えるじゃないですけど、エアガン、そういったのをもう少し町のほうが力を入れて支援をしてくれれば、そちらのほうの効果が出るんじゃないかということも言っておりました。

もし、そういった、要請とかあれば、どういうふうな対応をしていただけでしょうか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。地域振興課長。

○地域振興課長（宮本大樹）

御質問にお答えいたします。

エアガンでの追い払いということでございますけれども、現在、猟友会のほうで、実際に散弾銃でカモの追い払いをしておりますけれども、音で驚かすというところは一時的な効果ということで、実際的には猟銃の火薬の臭いであるとか、そういうのが非常に効果があるということで取組をさせていただいておるところでございます。

エアガンにつきましても、恐らくエアガンは臭いがしないんじゃないかと思いますが、一時的なカモの追い払い対策にはなるかと思いますがけれども、昨年ロケット花火の音で追い払っ

て、どのぐらいでカモが戻ってくるだろうかと観察をしておりましたところ、大体2時間から3時間ぐらいでぐるっと回って戻ってくるというようなことでしたので、ちょっとエアガンについてはカモの有効的な対策としてはちょっと難しいんじゃないかなというふうに感じております。

以上でございます。

○井上敏文議長

9番田中君。

○田中宏之議員

確かに、猟銃、散弾銃、ああいうのを使ってしたら火薬等の臭いで寄りつかないとか、そういうことも聞きます。

ただ、結構あれ金もかかるんですね。イノシシの苦情等はですよ、町のほうで捕獲をしたら幾らか補助金等はあると思いますけど、カモのほうにはそういった支援等が行われておりませんね、その辺は、どう考えてありますか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。地域振興課長。

○地域振興課長（宮本大樹）

御質問にお答えいたします。

確かにイノシシ等につきましては1頭当たり幾らとか捕獲報償金というのがございます。カモについては、特に捕獲ではなくて、追い払いということで主眼を置いておりますので、そういった報償金ということではございませんけれども、実際散弾銃でカモを狙って撃っても、実際当たって落ちるのは1羽とか2羽だそうでございます。

ですので、報償金ということでやったとしても、思ったほどそこに結びつかないといえますか、撃ち落とせる確率が低いといえますか、そういったところはあるのではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○井上敏文議長

9番田中君。

○田中宏之議員

先ほど、確かにカモは1羽幾らとか、そういう報償金をつけるのは難しいかと思えます。

先ほど課長の答弁で、11月25日と、それから12月9日に追い払いを猟友会のほうにお願いをしたということですが、そのときの経費等はどういうふうにして、弾代とか、そういったものはどういうふうになっているんですか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。地域振興課長。

○地域振興課長（宮本大樹）

御質問にお答えいたします。

弾代とかはどうされているのかということですが、一応駆除に関しては猟友会に委託費という形でお支払いをしておりますので、その委託費の中にそういった必要な資材であるとか物品というところは含まれているものと思います。

以上でございます。

○井上敏文議長

9番田中君。

○田中宏之議員

了解しました。

確かに、最近、銃を撃つ人がもう高齢化して、若い人がなかなか少なくなっております。以前はたくさん、規制も今みたいに難しくなかったもので、結構銃を撃っておられるのがよく見えていましたけど、そういった意味でも若い銃を撃つ人、そんな人を町もしっかりと育成をしてもらいたいと思っています。

そしたら、続きまして2問目の、令和6年産麦のカモ対策はどのように考えられているのか、答弁をお願いしたいと思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。地域振興課長。

○地域振興課長（宮本大樹）

御質問にお答えいたします。

令和6年産麦のカモ対策についてということでございます。

令和6年産麦の対策につきましては、まず、八町地区が、これは県で実証事業を行いますけれども、追い払いの実証実験ということで、八町地区の一部の農地において実験が行われるということでございます。

具体的には、鷹匠、ドローンによる威嚇、それから黒マルチ、テグスの設置、銃器による追い払い、主に3点で県の実証事業が行われます。

また、県の実証実験によりまして、八町地区でカモを追い払ったとしても、周辺の地区にまた飛来するということが予想されますので、町としても対策を拡充して、昨年までは黒マルチ、ロケット花火、テグスについては1缶当たり100円の補助という形でやっておりましたけれども、これらの対策に加えて、テグスについては100円補助しておいたのを完全に物品支給という形と、あと、テグスを張るための例えば固定するピンであるとか、園芸用の支柱であるとか、そういった物品についても支給をするということで本議会の補正予算で計上しております。

以上の取組によって、令和6年産のカモ被害対策については実施をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○井上敏文議長

9番田中君。

○田中宏之議員

大分力を入れてもらっているのは、本当に感謝いたします。

先ほど課長の答弁で、鷹匠、鷹を使つての追い払いということですか。それからドローン、その辺をもう少し詳しく分かりますか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。地域振興課長。

○地域振興課長（宮本大樹）

御質問にお答えいたします。

鷹匠、ドローンを使った追い払いというところですが、鷹匠につきましては、鷹がカモを獲物として追いかけていくというところでの追い払いの方法だと思います。

それから、ドローンにつきましては、これもドローンを一定カモを追いかけるように設定をして、ドローンによってカモを追い払っていくような対策でございます。

ただ、鷹匠につきましては、先般、岐阜県のほうで鷹匠の鷹が鳥インフルにかかったという事例がございまして、ちょっと県のほうとこれは確認しなければいけないんですけれども、ひょっとしたら、この取組は実現しないかも分かりませんが、一応計画ではそういっ

た取組を計画しているということでございます。

すみません。付け加えて、ドローンにつきましても恐らく鷹の餌場のところを周回するような形でなされると思います。

詳細については、県のほうと協議しながら追い払いについて進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○井上敏文議長

9 番田中君。

○田中宏之議員

今年度はそういうふうで、令和6年度は県のほうも対策に、話に乗ってきてもらっているということで、大変ありがたいことです。

これも、昨年うちがロケット花火等をして、ああいったものも効果があったんじゃないかと思っております。

とにかく、やっぱり追い払った地区が勝ちとか、そういうことはありませんけど、カモはやっぱり江北町では麦は食われんばいと思うぐらい、しっかりと対策を今後も取ってもらいたいと思っております。

町長ちょうど1期目の4年目に入る年、平成31年の定例議会的时候、平成31年度はカモ対策元年と位置づけ、猟銃による駆除だけに頼らずカモの生態を把握しながら有効な対策を打ち出していきたいというふうな答弁をいただいております。その後どう対策を打ち出してもらったのか、答弁をお願いします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

1期目に向けたといいましょうか、活動を田中議員と共にさせていただいた中で、軽トラックに2人で乗って、最近の農業の問題は何ですかねとかいう話をしながら、最近はくさいと言ってカモの話を当時していただいていたのがもう8年前ぐらいになります。

その上で実際こういう仕事をさせていただいて、正直自分が当時思っていた以上にやっぱりカモの被害というのは深刻なんだなということを改めて知りまして、当時そういうことを申し上げたところであります。

当時一つ考えていたのは、カモが嫌がる音を、何か超音波なのか何なのか、何かそういう

のを出すことで追い払いができないかということでいろいろ調べて、どこだったかな、滋賀県か何かでそういう事例があるということで調べましたけれども、なかなか思ったほどの、よくカラスの被害で活用されているということで、それをカモに応用できないかということでいろいろ調査をしてもらったんですけど、なかなかカモ対策にそのままはちょっと、やっぱり鳥によっても違うらしくて、できないということでありました。

それともう一つ、さっきドローンの話がありましたけど、当時まさに自動パトロールみたいなことがドローンを使ってできないだろうかということで、実は自分が知っている通信会社にお問い合わせをしたんですよ。

そういうことができないかと、というのは、夜わざわざ回って追い払ったりせんでも、まさにここはIT技術を使って、代わりにドローンが地形でも読んで行ったりできないかというようなことを御相談したんですけど、そんなに前ではないですけど、当時は夢物語までではないですけど、なかなかやっぱり難しいということをおっしゃっていました。というのは、もともとドローンは操縦して見える距離じゃないとできないとか、いろいろ制限があったみたいですけど、そういう意味では、この数年間でそういう技術とかの発達というのは目まぐるしいものがありますし、多分それに伴っていろんな規制関係も見直しをされたんじゃないかなというふうに思います。

特に、先ほど、令和5年度は花火を使った追い払いということでさせていただいたものから、それこそいろいろ報道関係でも注目いただいて、おっしゃるとおり、それが一つ契機になって、今回、県も実証事業をやるなら江北町と言っている、白石町と一緒になんですけど、ということになったんじゃないかなというふうに思います。

前の議員の御質問で、白石町の事例を御紹介いただきました。私は大変すばらしいなと思って、ぜひ参考にさせてくださいというふうに私が申し上げたら、私がそんなに素直に、ほかの町の取組を評価するということがどうも意外であられたらしくて、私はそんなに心狭くないですよ。本当にすばらしい取組はもう積極的に取り入れたいし、全てがうちの町が進んでいると言っているわけではなくて、善政競争、やっぱりお互いいいことをし合うということが地域を元気にするということですから、事前落水もそうですし、先ほど御紹介いただいたこともぜひ勉強させてもらいたいと思います。

その上で言いますと、花火は我々のほうが早かったんですけどね。それはそれとして、花火は今年度もまた拡充をします。今回やっと県の実証事業の中でドローンを使った実証をし

てくれるということなので、ぜひ、数年前に私がちょっと思っていた、パトロールというか、夜寝ていたら、自動的にドローンが起動して最初から設定していたエリアを定期的に回って追い払うというようなことができないかなと、もし、そこまで今回、県の実証事業でしていただいたら大変ありがたいというふうに思います。

それと、もう一つは鷹匠ですけどね、これも結局追い払いというか、さっきのも追い払いなんですけど、鷹匠が来て鷹が飛んだときは多分逃げていきます。けど、また戻ってくるんですよ。私はそう考えると、江北町に鷹が営巣したらいいんじゃないかなとか、結局、普通に、その辺りに鷹がいるというエリアだと、さっき言われたように、ちょっとあの辺は鷹のおっけんがそうつかれんばいというごたっことになるほうがいいのかと、その鷹が自然に営巣するというのがいいのかどうなのかとか、そこはちょっと調べんばいかんと思っ

ているんですけど。今回その実証事業で、幸い我々の力だけじゃなくて、県のほうでそういう実証というか、していただくもんですから、ぜひそういうことを、県がやられたことを町の取組に取り入れたいなというふうに思います。

この間、それこそ議員例会でも言ったように、まさに追い払い合戦みたいなことになるわけですよ。だって、イノシシみたいに実際駆除して減るわけではないわけですから。

だから、正直言うと抜本的な対策には、こっちが向こうにやっぎ、今度向こうはここにやる、ここがまたしばらくたってこっちに来るということになる、トランプでいうばば抜きみたいに回っていくみたいなことじゃない対策があるとすれば、さっき言ったように、あの辺はもう鷹のすんどっけん、カモの頭の中から餌場として外れるというようなことになればいいなというふうに思います。

なかなかカモなのにあたごっこというのもちょっと違いますけれども、やっぱり我々も不断のトライアルをしていきたいというふうに思いますし、今回の県の実証事業をぜひ我々も一緒にやらせていただいて、町の取組にも取り入れていきたいと思っ

以上でございます。

○井上敏文議長

9 番田中君。

○田中宏之議員

確かに私も、今町長が言うように、ドローンで夜中にパトロールを定期的に時間を決めて

やってくれば大分効果が出ると思います。ぜひ、今度県と一緒にやるのはその辺も。

先ほども言ったように、夜中にやっぱりカモが食い荒らしますから、その辺も県とよく連携しながらやってもらいたいと思います。

それとあと、爆音機の設置も結構有効なんですよね。あれが、ガスで時間を決めて、30分とか1時間置きにぼんぼん音がしますが、これも確かに、なかなか設置できる場所ばかりじゃないです。でも、町内をこう見たら設置できる場所もあるんです。そういったところをぜひ、そういったことにも力を入れてもらいたいと思います。

そしたら、次に行きたいと思いますけど。

○井上敏文議長

次、行ってください。9番田中君。

○田中宏之議員

2問目、イノシシの被害ですけどね。近年、町中に熊や猿、イノシシ、そして鹿等が出没して、騒ぎになっているニュースをよく耳にします。目にします。そうした野生動物による獣害が最近深刻な問題となっているのは承知されていると思います。

さすがに、佐賀県においては熊の話は聞きませんが、イノシシ、鹿、そして、猿による被害はよく耳にします。全国的にもその対策には力を入れており、全国で駆除数は、イノシシと鹿だけでも年間100万頭を優に超え、農林水産被害の総額は、報告されていないものも含めれば年間1,000億円を超えていると言われています。我が町でも猿やイノシシが出没している話をよく耳にします。今回は、そのイノシシについて質問をしていきます。

我が町の中山間においては、果樹園芸の産地として、古くから温州ミカンの栽培が盛んであり、かつて、オレンジ輸入自由化の危機もどうにか乗り越え、栽培農家戸数は減ったものの、これまで継続的に経営を続けられております。そんな中、最近特にイノシシの被害に遭われ悩まれておられます。

これまでも、町の支援によってメッシュ網の設置、箱わなの対応を機に、イノシシ捕獲班を編成し有害鳥獣の被害軽減に努力をされておりますが、近年、イノシシもさるもの、メッシュ網のさくを跳ね上げて侵入するものや、箱わなの危険を察知する頭のいいイノシシが増加していて、被害はとどまるどころか増えているのが現状だそうです。

地区によっては、今村温州ミカンの産地もあり、収穫時期が通常より1か月以上遅いことから被害に遭う危険性がより大きいという問題もあり、この対策には大変苦慮されていると

聞きました。

そこで質問ですが、こういった実態を町はどこまで把握しておられるのか、どのように認識されているのか、答弁をお願いします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。地域振興課長。

○地域振興課長（宮本大樹）

御質問にお答えいたします。

イノシシの被害対策ということでございますけれども、イノシシの農作物被害につきましては、3年間累計で490万8千円。有害鳥獣の被害全体の78.7%、米、大豆、果樹が主な被害でございます。

また、農作物の被害だけでなく、平山地区などの山間部においては住居の近くでも目撃されており、小・中学生の登下校時に安全を脅かしている事案もございます。大町町では今年3月に4人がイノシシに襲われてけがをされると、こういった事案も発生しているところでございます。

町としては、大町や、JA、猟友会など関係機関とともに杵島地区有害鳥獣広域駆除対策協議会というのを構成しております。イノシシの捕獲をはじめ、ワイヤーメッシュ、電気柵の購入補助など対策に努めているところでございます。

イノシシの捕獲頭数についてでございますけれども、3年間累計で654頭捕獲しております。大体年間200頭以上が捕獲されているというところでございます。

以上でございます。（「3問目まで言うてくいたね、よかよ」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

9番田中君。

○田中宏之議員

（パワーポイントを使用）画面を切り替えてください。

そしたら、イノシシの被害状況というか、どういう対策をされているかということをちょっとここで画面を通してお見せしたいと思います。

これがさっき言った箱わなですね。中に餌を置いて、イノシシが入って餌をつまんだら上のあれがちゃっと落ちる、そういう仕掛けになっております。

これも同じく、箱わなですね。これに入ったのを見届けて、電気柵ですかね、あれでとど

めを刺すというか、そういったことを行っているそうです。

これがもともとはミカン園だったそうですけど、こういうところが離農されて、最近どんどんやっぱり増えているらしいんですよ。そこで、こういったところが隠れ家というか、すみかになって、ここからミカン園とかに出没してきているということで話がありました。

これは電気柵ですね。時間を区切って時々電気が流れるようになっております。これが電気柵に電気を送る通電装置ということです。これはバッテリーで電気を送っているそうです。バッテリーの充電は1回しておけば1シーズンぐらいは持てるということでございました。

これが、電気柵の前にはしていたメッシュ網ですね。ただ、先ほども申し上げたとおり、下から持ち上げて入ってくるようなことで、一番今効果的なものは、先ほど見せた電気柵ですね、これが一番効果的だとおっしゃってございました。

画面を戻してください。

○井上敏文議長

9 番田中君。

○田中宏之議員

それで、先ほども説明しましたように、そのメッシュ網等も今まで町の支援を受けながら設置をされていますけど、なかなか効果が期待できないということで、ぜひもう少し、電気柵の支援にもっと入れてもらいたいというようなこともおっしゃってございました。

ただ、年寄りというか、高齢者の園地ではなかなか思うように電気柵が設置はできず、そこから隣の園地に入ってきたりして、せっかくの電気柵をしているところも効果がなくなり、ここの対応だけではなかなか、地域全体で取り組まないと地域は守れないようにおっしゃっておられました。そういった意味からも、しっかりと町が指導しながら地域を挙げた駆除等ができるようにしてもらいたいと思います。

あとこういうことも言うておられました。イノシシを箱わな等で捕まえた場合、先ほど答弁いただきましたけど、3年間で654頭だったですかね、年間200頭ぐらい捕獲をされている。

ただ、捕獲をしたイノシシの処理、それが大変困っているということで、小さい子供のイノシシだったら何とかできますけど、やっぱり大きいイノシシになれば、それを、何といひかな、大体今は埋めているそうですよね。ですから、ずっと門前、岳、それから花祭、白木、あの辺ずっと箱わなをされているところもたくさんあると思いますけど、個人個人でその処理を今現在しているのが現状だそうです。

それで、できれば武雄みたいに処理場を造ってつくってもらえれば一番いいですけど、なかなかそれは簡単にいかないと思いますから。地域の埋葬のための、埋却のための決まった、あの辺で使えるような、決まったような場所を町で準備してもらえば、そこに埋葬できるようにしてもらえるのが一番いいとおっしゃられますけど、その辺はどういうふうにお考えですか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

実は、私の知り合いで、このイノシシの捕獲をなりわいにされておられる方がおられて、今はどちらかというと農業被害、農業だけじゃないですけども、被害のための対策ということでやっていただいていますけれども、あるところではもう、当然自分の区だけでなく、わなを仕掛けて、そしてそれを捕って、それこそジビエというんですか、肉として実際卸しているという、それで生計を立てている人がおられます。

ただ、やっぱり殺し方というか、そこからもうちょっと違うらしくて、単純に捕獲して、殺して、それを引き受けてということではないらしいんですよ。

ですから、かつては武雄のやまんくじらというんですか、ああいうところんごたつとばという話やったんですけど、やっぱりそこは、息の止め方とか血の何とかとか、解体のところから実際商品になるようなものは違うらしくて、ですから、今回、有害鳥獣対策で捕獲したのをということには多分ならないと思います。

だから、町でちょっと埋却場所をいうことですけど、なかなかちょっと、今ここにわかに私どもでそこをやりますということは難しいと思います。というのは、これまた言ってみれば忌避施設であって、じゃ、どこにお世話になるかということからもありますから、今回は御提案ということで、ぜひそこは受け止めさせていただいて、そういう実現可能性であるとか、実際仮にできるとした場合の場所とか、そういうのはちょっとやっぱり考えんといかんと思うので、すみません、ここにわかにやりますということは申し上げ切れませんが、今回は御提案として受け止めさせていただきます。

○井上敏文議長

9 番田中君。

○田中宏之議員

ちょっと時間も迫ってきましたので急ぎます。ちょっと2問目を忘れていました。

2問目ですけど、現在イノシシ捕獲班を編成して何年になり、何チーム編成されて、また、最近の活動状況はどうなのですか。そこを手短にお願いします。

○井上敏文議長

地域振興課長。

○地域振興課長（宮本大樹）

それでは、御質問にお答えしたいと思います。

イノシシの捕獲班ですけれども、平成29年に岳で初めて設置をされまして、現在は岳、上区、観音下、土元、門前、白木、花祭の7区で設置をされております。編成してからは、大体5年から7年経過をしております。範囲は、地元の農業者の方で構成をされております。止め刺しとか処分につきましては狩猟免許の保有者しかできませんけれども、わなへの餌の設置であるとか、見回りとかは免許を持たれていない方にも御協力をいただいているところでございます。

最近の活動状況、令和4年度の例を挙げますと、岳、上区、土元、白木、花祭の5区でイノシシの捕獲実績がございまして、延べ170頭と御報告をいただいております。町全体としては、298頭捕れておりますので、大体半分強ぐらいがこの捕獲班の捕獲実績ということでございます。

以上でございます。

○井上敏文議長

9番田中君。

○田中宏之議員

ぜひ、その7地区の捕獲班の人たちともよく話し合いをされて、連絡を取り合って。

先ほども言いましたけど、確かに捕るのは頑張って捕るけど、埋却とか、後の処理に大分困っているようですから、その辺を真剣に考えていただきたいと思います。

そしたら、2問目に行きたいと思います。

○井上敏文議長

次、行ってください。9番田中君。

○田中宏之議員

2問目、小学校における給食の異物混入について。

11月9日に私ども議員に、江北小学校における給食の異物混入についてというお知らせのメールが届きました。翌日の佐賀新聞の紙面に大きく掲載され報道されました。このことは皆さん方も記憶に新しいと思います。

ここで質問をしたいと思います。

1問目ですが、いま一度どのような事案、事故だったのか、詳しく説明をお願いします。できればパワーポイントや動画を使った説明をお願いしたいと思います。

なかなか我々一般人は給食センターに入ることができないため調理器具がどのようなものかイメージができないので、お願いいたします。

今回の異物混入の原因だった問題の洗米機について説明をお願いいたします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。こども教育課長。時間の関係上、簡潔をお願いします。

○こども教育課長（坂元弘睦）

それでは、御質問にお答えしたいと思います。

11月9日に小学校のほうで御飯に12ミリメートル程度のワッシャのほうが入る異物混入が発生をしております。

これにつきましては、その発生内容、対応策をプレスリリースを行うとともに、児童・生徒及び保護者の方に御心配と御迷惑をおかけした旨、深く謝罪をいたしたところでございます。

それでは、パワーポイントを用いまして、その部分で説明をさせていただきます。

（パワーポイントを使用）異物混入の内容につきましては先ほど申したとおりでございます。

状況といたしまして、児童が食缶から御飯をおわんについだときに発見をしております。口には入れておりませんので、児童に健康被害等は発生しておりません。

ワッシャが見つかった事案でしたので、炊飯室を直ちに確認いたしましたところ、ねじが劣化のため折れておりまして、洗米機の近くで見つっております。御飯に混入したワッシャでございますが、画面左側の部分、ここの分にねじがついておりました。そのねじが劣化により下のほうに落ちたと、ここの丸の部分のところがねじを発見した部分でございます。

これは洗米の様子ですけど、こちらのところから米が下のほうに落ちて、今水が右のほう

から出ていますけど、この部分がねじがついていた部分でございます。右のほうに水が出ておりまして、そこで米を洗うという作業をするようになっております。

先ほども画像で見てもらいましたが、ねじがついていた部分については、劣化したねじを全部外しまして、溶接による対応を今回はさせていただいております。

現状については以上でございます。

○井上敏文議長

9番田中君。

○田中宏之議員

大体现状は分かりました。

最近よくというわけじゃないですけど、ここ最近で、全国的にもこの給食に異物混入等はよく報道がされております。

12月1日、広島ではスライサーの刃が欠け給食に混入、12月4日、新潟では野菜裁断機の破片と思われる金属片が混入し、児童の歯茎に引っかかった。12月8日、佐賀市、これはもう皆さん御存じだと思いますけど、佐賀市鍋島中学校の給食に金属片が混入、イカナゲットの中に混入して、生徒と教諭2人が口の中に硬いものがあったということで気づいたということでした。

また、我が町においても、5月24日、中学校で異物混入、5ミリメートルの羽虫、11月9日が先ほどの小学校のワッシャ、その後の11月24日、幼児教育センターの髪の毛混入、そういった事例を聞いております。

そこで、2問目ですけど、その後の対応はどうされたのか、また、ふだんからの保守点検はどうされているのか、給食センターは特別なところで、一般の人はなかなか入室が難しいと聞いております。第三者による保守点検は行われているのか、管理体制について説明をお願いいたします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。こども教育課長。

○こども教育課長（坂元弘睦）

それでは、2問目の御質問にお答えしたいと思います。

発生を受けての対応状況ということで、今年度に関しては、先ほど議員からもお話がありましたように、3件異物混入が発生をしております。

再発防止に向けて今後取り組んでいくわけですが、まず町の対応状況については、今回起きました調理器具については、洗米機に限らず、全ての調理器具について劣化した部分がないかというのを再点検を行っております。

それから、対応が必要な部分については、先ほど溶接をいたしたということでお話をしましたけど、修繕についても行っております。

また、今までは、洗米機については点検項目には入っていなかったんですけど、その点検項目についても見直しを行って、点検項目を追加するなど、点検箇所を増やしております。

それから、虫ですとか髪の毛などについての対応については、食材納入時の点検のほうを再徹底するというのと、調理室への前室で調理着に付着した異物を取り除く作業というのを徹底すると。

それから、エアシャワーの時間についても今までより長くエアシャワーを受けると。

それから、調理室内においては調理員がお互いに、ハットをかぶっているわけですが、髪の毛が出ていないか確認するというのを再徹底しているところでございます。

以上であります。

○井上敏文議長

9 番田中君。

○田中宏之議員

とにかく、再発生をしないように努めるじゃなくて、絶対に起こらないように今後はしてもらいたいと思います。

口の中に入ったり、人体に入っていなかったからよかったようなものですが、せっかく江北町は給食費を無償化してやっておりますので、こういったことでせっかくの無償化が無駄になっても残念なことです。その辺はしっかりと注意をしながら、給食の提供をやってもらいたいと思います。

以上で終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○井上敏文議長

9 番田中宏之君の一般質問をこれで終わります。

以上で本日の日程の一般質問は終了したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、本日の一般質問はこれにて終了いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後 4 時34分 散会